

平成23年度第4回青森県公共事業再評価等審議委員会 議事録

青森県企画政策部企画調整課

- 日時 平成23年10月16日(日) 13:00～16:40
- 場所 青森国際ホテル 5階「芙蓉の間」
- 出席者 ○青森県公共事業再評価等審議委員会委員
- 委員長 小林 裕志 北里大学 名誉教授
 - 委員 齊藤 サツ子 公募
 - 委員 武山 泰 八戸工業大学 工学部 教授
 - 委員 長野 章 公立はこだて未来大学 名誉教授
 - 委員 長谷川 明 八戸工業大学 工学部 教授
 - 委員 藤田 均 青森大学大学院 環境科学研究科 教授
- 青森県
- 企画政策部 佐藤次長 ほか
 - 農林水産部 樋口次長、北林農村整備課長、石戸谷漁港漁場整備課長 ほか
 - 県土整備部 成田次長、井上整備企画課長、倉谷道路課長、西村河川砂防課長、奈良港湾空港課長、筒井都市計画課長、木村建築住宅課長、三橋高規格道路・津軽ダム対策課長 ほか

■内容

1 開会

- 司会：ただ今から「平成23年度第4回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開催させていただきます。

《会議成立報告》

- 司会：本日の会議でございますが、委員6名のご出席ということでございますので、委員会運営要領の規定で会議が成立しますことをご報告いたします。
- それでは、議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 平成22年度公共事業再評価対象事業に係る附帯意見への対応状況について

- 小林委員長：皆様、こんにちは。よろしくお願いいたします。
- それでは、審議、本日は詳細審議の最終的な判断をとということですが、その前に第1

回目のこの委員会で、多分ご記憶だと思うんですが、大和沢ダムについて担当課の方から、今後の方針を報告していただきましたけど、9月を目途に具体的に河川改修計画案というものを作成されたそうでございます。

まず、それを昨年度の附帯意見に係る対応を担当課の方で「このようになっています」ということをご報告ということでございますので、最初に河川砂防の方で、どうぞよろしく申し上げます。

○河川砂防課：担当課の河川砂防課でございます。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

それでは、資料7に基づきまして説明いたします。よろしいでしょうか。

まず、附帯意見の内容ですが、かいつまんで申し上げますと、大和沢川の治水対策については、治水安全度1/40で検討してきた経緯から、詳細な検討を行い、当委員会へ報告することとなっております。

次に、これまでの対応状況としては、平成22年9月、国土交通大臣からの要請を受け、検証に係る検討を進めた結果、平成22年12月、国へ事業の中止の報告を行い、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の審議を経て、平成23年5月19日、国の補助金交付に係る対応方針として中止と決定されたところでございます。

大和沢ダム建設中止後の治水対策として、河川整備計画に定められました安全度1/20での河川改修計画の策定及び課題となっている1/40へ向上させるための手法について、その取りまとめを終えたことから報告させていただきます。

まず、A3横で全部で5ページの資料がございますが、1ページ目をご覧ください。

右側が大和沢川の流域図でありまして、それぞれ下流から支川の天王沢、深山沢、中泊沢、尾神沢が流入しております。左側には、治水安全度1/20及び1/40の流量配分図を載せており、各支川合流後で流量が変化、増大していることがお分かりになるかと思っております。

次に2ページをご覧ください。

延長約9.1kmの大和沢川について、平川合流点からJR奥羽線までの約2.2kmを下流区間。この上流の弘南電鉄大鰐線を真ん中にした約3.7kmの区間を中流区間。さらに上流の一野渡地区を含んだ約3.2kmを上流区間として3つに分けております。

また、上流区間においては、築堤方式とせず計画高水位を地盤高程度とする、いわゆる掘り込み河道としております。

下の流下能力図をご覧ください。

赤い線は、治水安全度1/20の計画流量を示しておりまして、黒い線は堤防満杯まで水位があった時の流下能力。青い線はこれから堤防の余裕高、80cmを引いた、いわゆる計画高水位での流下能力の線でございますが、下流区間では概ね1/20の流量は溢れることなく流下可能であり、中流区間に至っては、余裕高を差し引いても流下可能となっております。

一方、上流区間においては、約2kmの区間にわたって1/20の流量で溢れるという結果になっております。

本文のA4の方に戻っていただきまして、

①、現況河道に1/20の流量が流下した場合、中流及び上流の約6.9kmのうち、約5kmの区間及び下流区間2.2kmの区間では、現況断面で1/20流量の320トンが概ね流下可能であります。

②、1/20対応河道への改修方法として、下流区間では余裕高の80cmが確保されていないことから、築堤及び一部掘削が必要であります。中流区間についても同様でございます。また、上流区間では、大半の区間で河床掘削が必要となります。

またA3横の3ページ目をご覧ください。右側に標準断面を載せております。

下流区間では、一部高さの不足している箇所の築堤及び一部掘削。中流区間でも一部掘削となります。また、上流区間では、河床掘削が15m程度の幅で必要となります。

申し訳ありませんが、またA4の本文に戻っていただいて、

③、1/20対応となった河道に1/40の流量が流下した場合でございます。1/40流量の370トンが流下した場合、下流、中流区間では、計画高水位からの水位の上昇量としては、最大で25cm程度であって、これは堤防の余裕高である80cmに含まれてしまいます。

上流区間では、堤防高としての現況地盤高を上回る区間、いわゆる溢れる区間が約200m程度発生します。

次に④の1/40対応河道への改修方法として、上・中・下流区間ともに掘削することにより対応可能であり、A3横の5ページ目の右側に載せておりますが、紫色の斜線で表示しております河床の掘削、下流区間では左右両岸の低水路部分を、中流区間では右岸側の低水路部分をそれぞれ2m幅で掘削することにより、また、上流区間では右岸側約2m程度の河道掘削により、対応可能であることが今回の検討で明らかとなりました。

最後に今後の対応方針でございます。

今後、河川整備計画の改定を行うとともに、地元説明会を開催するなどにより、沿川住民への情報提供を行い、治水対策を着実に進めて参ります。

また、今回、治水安全度1/20河道完成後の更なる安全度の向上については、掘削により対応であることが判明したことから、将来、岩木川本川及び平川の計画流量が増大して、整備計画が改定された段階において対応して参ります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小林委員長：ありがとうございました。

ということで、先般の1/40でやっていたのに1/20とは？ということだったことについて、ただ今ご説明のような部分・部分によって、①、②、③、④というふうな区間・区間で対応すると。

要するに将来治水安全度が1/40に上がっても、向上するにしても、掘削ということができるんだということが分かりましたので、もしそういう弘前下流のあの辺の環境条件、

社会環境条件が変化して計画流量が増大して整備計画が出た場合、そういうような時代がきた時にでも、この掘削によって対応することが可能ということが分かりました、というふうな先般の、我々の附帯意見に対する報告でございました。

いかがでしょうか、各委員、何かご質問。よろしいでしょうか。

藤田委員、どうぞ。

○藤田委員：1つだけ分からないんですが。今後の対応方針の2行目ですが、治水対策を着実に進めて参りますという、その治水対策というのは、上の、これまでの対応状況の所の④の上・中・下流区域で掘削により対応可能という、それを含んでいるんですか。それとも、これは今後の計画ということで、この治水対策を着実に進めて参ります、という所には入っていないのかを。

○小林委員長：というふうに、後者のように私は聞いていたんですが。いかがですか、担当課で。

○河川砂防課：申し訳ございません。ちょっと説明不足でございました。

2行目の治水対策というのは、A3の2ページにもございますが、下流区間において補助・改修事業区間、昭和57年度着工と書いてありますが、この2km区間について、今現在改修中でございます。

そういうことを言っております。

○藤田委員：あれですね、掘削しない。掘削は入っていないという。掘削は、あくまでも将来の計画変更で対応するということでしょうか。

○河川砂防課：1/40対応の掘削はそうでございます。

○藤田委員：分かりました。

○小林委員長：ほかに、ご質問。

それでは、そういうことで附帯意見に対する対応としては、このように、よろしく実行していただきたいと思います。

(2) 詳細審議地区に係る審議及び委員会意見の決定について

○小林委員長：それでは、本日メインの議題であります詳細審議に入りたいと思います。

いろんな資料をずっと見ましたところ、ちょっと飛びますが、お手元の資料の9というものを開いていただけますか。「知事殿」というやつ。これの中のホチキスで留めてもらった資料の中の横に委員会の意見という紙が後ろの3枚目に、資料9の後ろ3枚目に付いていると思うんですね。1ページと2ページと書いて。

これを見ていただいた方が、全体の復習にもなるんですけど。よろしいですか。23年度、今年度はこの表、裏、29番目まで審議したわけでございます。網掛けしている所が本日まで持ち越しというか、詳細審議をしようということで結論は出していなかった所なんですね。すなわち5番、水産生産基盤整備、むつ市のやつですが。こことそれから9番、小泊の同じ水産流通ですね。それから10番、これは先般、現地でやりました、現

地調査をした所でございます。白糠、東通村、六ヶ所ですね。

それから4つ目として、17番、道路でございます。五所川原ですね。同じく道路で和田市の18番。

裏のページにいきまして、24番の砂防事業、むつの九艘泊ですね。それから、26番、七里長浜、鯨ヶ沢ですが、七里長浜の漁港整備のこと。それから、28番の青森市の港湾整備ですね。港湾環境整備事業。それから、最後29番でむつ市のバイパス道路と、279号線のバイパス。

以上、9地区に対して本日審議の結果を出したいと思います。

順番通りでいいかな？いいですね。

それでは、順番通りに進めていきたいと思います。

○事務局：委員長、すいません。

ちょっと資料の間違ひがありましたので、ここで修正させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○小林委員長どうぞ。どれですか。

○事務局：今、ご覧いただいております1ページ目の横長の表ですが、12番の事業、県の対応方針が中止というふうに入っておりますが、これは継続でございましたので、すいません、この場でご訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○小林委員長：12番の県の担当課の方で中止とっているのは、これは嘘で、継続というふうに、ミスだそうでございますので、字を。我が委員会としては、対応方針通り継続というふうに、既に認めている内容ですね。ということでよろしいですね。

《詳細審議(整理番号5番)》

○小林委員長：まず5番、むつ市脇野沢。

こちらの厚い詳細のデータが全部入っているファイルがありますから、5番を見ていただくと、今のところ、各委員から質問など、この5番については出てきていないんですが、何かございますか。むつの脇野沢の漁港の所ですね。これも、調書を見てお分かりのとおり、この間、白糠で見たのと同じような状況で、点々と港が4つぐらいに分かれている所ですけど。

どうでしょうか。何かございますか。どうぞ、藤田委員。

○藤田委員：この前、聞いたかもしれないんですが、答えが書いていなかったの。

厚い方の3/3と書いてある所で、今の5番の3/3で、環境影響への配慮という所で、水生生物の生育環境に配慮した施工というふうになっているんですが、どんなことなのかを伺いたかったんです。

○小林委員長：どうぞ、担当課の方で。

2行目に水生生物の生育環境に配慮した施工って、具体的にどういう工事ですか？と聞いているんですが、どうぞ。

○漁港漁場整備課：漁港漁場整備課の山本です。

これは、今造る、これから整備する、例えば防波堤の下に現在生育しているアワビとかウニとか、そういうものを調査して、そういうものももしいるようであれば移植するというので今、考えていました。

○小林委員長：移すということね。

藤田委員、よろしいですか。

そういう工事というか、仕事だそうです。ほかに何かございますか。

もし無ければ5番は県の対応方針案どおりとするというふうな結論でよろしいですか。ありがとうございます。

《詳細審議（整理番号9番）》

○小林委員長：続きまして、9番です。中泊ですね、小泊の中の。これについても何かありますか。各委員からは事前には出てきていないんですが。もし追加がありましたら。

これも同じような事業、事業名が同じ水産流通基盤整備事業の中でやっているもので、3ページにありますように、小泊地区と下前地区の整備ということでございますが。

特になければ、この基盤整備事業も県の対応方針どおりでよろしいということでしょうか。ありがとうございます。

《詳細審議（整理番号10番）》

○小林委員長：次が10番ですね。これが現地を見せてもらった、現地調査をしたやつでございます。これは、各委員、現地に入られていろいろ現地で意見交換をしたところでございますが、いかがですかね。あの時に現地の会議でいろいろ意見交換がなされた中で、附帯意見を何らかの形で付けた方がいいのではないかというふうな意見も出されていたと思うんですが。

イエス・ノーの判断でいえば、県の対応方針どおり継続ということで、そして、附帯意見を書くというふうなやり方でいいですかね。附帯意見の内容をどうするかというのは、これから一通り全部終わった後にもう1回戻って検討しますけど。長野委員、よろしいですか。

○長野委員：あの時、附帯意見、防災のことがあったんですが、それは。

○小林委員長：あとでもう1回戻ってきて、附帯意見を。じゃあ、何らかの附帯意見を載せるということで、また戻ってきますから。ずっと参りましょうか。

それじゃ10番、対応方針案どおり継続ということで、附帯意見は後で意見交換しましょう。

《詳細審議（整理番号17番）》

○小林委員長：それから、17番でございます。

今度は道路事業になりますね。五所川原でございます。

これについてはいかがですか。これも調書にも、あの時も議論が出ていましたが、17年度から事業を保留していたんですが、19年度に保留を解除してやりましたということですね。何かご発言ございますか、道路事業です。対応方針どおりでよろしいですか。

それではこれも継続ということでございます。

《詳細審議（整理番号 18 番）》

○小林委員長：それから 18 番は、同じ事業でございます。今度は十和田市でございます。

これも事前に質問などはきておりませんが、今度は逆に、これは 18 番でしたよね。そうですね。これが逆に調書に出ています、19年度から保留していたんですが、24年度から解除すると。もう 1 回工事が始まりますよということでございます。約 2 km、2.4 km、いかがですか、よろしいですか。この道路事業も原案どおりと、対応方針どおり継続と。

《詳細審議（整理番号 24 番）》

○小林委員長：後ろのページに参ります。

24 番、今度は砂防事業でございます。これは、ご記憶のとおり、九艘泊川の所ですが、第 2 回の委員会で、あの時に問題にしたのは、随分、当初の事業費と最終の事業費の変動が大きいのではないですか、どうしてなの？という話だったんですよね。それについて、河川砂防の方で資料を使いながらちょっと説明しますということなので、資料は 8 ですか。資料 8 をご覧ください。どうぞ、担当課で。

○河川砂防課：資料の 8 をお願いします。

整理番号 24 番でございます。

全体事業費の大幅増減箇所把握のため、過去 5 か年に概成している事業箇所の当初全体事業費と実績全体事業費及びその変更要因について資料の方にまとめております。

次の資料をお願いします。

過去 5 か年で概成したものは 31 事業あり、そのうち 3 事業、7 番の南泊沢、13 番の南大間沢、16 番の於法沢の 3 事業が、当初、全体事業費から 3 割以上の増額となっております。

増額となった要因としては、国の補助事業採択後に現地の詳細な平面、縦、横断測量等を基に、計画流出土砂量に対する施設の詳細設計を行った結果、堤高、堤長等えん堤の規模に変更が生じたことによる増額となっております。

調書の方に戻っていただきます。

計画流出土砂量に対応した施設規模を確定するには、詳細な平面、縦・横断測量やボーリングによる調査が不可欠であります、この調査には多額の費用を要します。補助採択前に行う当初計画は単独費となることから、予算の都合上、今後も概略設計による計画とせざるをえませんが、今後は当初計画の精度を高めるため、県道等の砂防計画に

影響を及ぼす恐れのある施設が存在する場合は、部分的な横断測量を行うなど、溪流と道路等の位置関係を把握し、当初計画に反映させ、精度を高めていくことといたします。

以上でございます。

○小林委員長：ありがとうございました。

という説明でございますが。

この別添資料の横を見ていただきますと、これは多分、私が問題提起したんだと思うので発言したいと思います。

今、担当課の方は、例えば7番、六ヶ所村の43.1%アップ。それから13番、36.7%、深浦アップ。16番、このブルーで網掛けした話をしているんですね。

その裏のページまできて、全体で31箇所、過去5年間洗い出してみたところ、平均マイナス1.9%だから、まあいいじゃねって。これは良くないですよ。こんなの平均に出したって何の意味もないんでね。ということを私は一貫して申し上げた。

別に事業費の青く網掛けした、上がっていることだけを問題にしているのではなくて、とても上がったたり下がったり、当初から見て増減がこんなにアップアップ、マイナスになったりプラスになったり、動いているようなものの意味ですよ。詳細測量、全部右の変更要因の解説には、詳細測量に基づかって、書いてあるんですけど。というふうなことを何でしなかったかという、県単でそんなに予算がないからというお話ですが。

これは当然、砂防課で、自分でやっているわけではなくて、砂防課が使っているコンサルに発注して、専門業者がいるわけですね、こういうことをやる。その会社に言って欲しいのは、いつまでこんな古いやり方をしているんだと。今、GPSとか、国土地理院とか、あるいは海外に派遣して日本のこういう設計屋さんというのは、物凄い技量がアップしているんですよ。青森県は馬鹿にされているんじゃないかと思うの、この業者に、物凄く。中央アジアとか、旧ロシアとかに、日本のコンサルが出ていった時に、いちいち詳細測量なんてやりませんよ。全部空を使って、航空写真から見てサッサ、サッサと横断とったりやっている技術がコンサルは皆、持っているじゃないですか。そういうものにさせれば、今、担当課が解釈というか説明されたように、いろいろやっていると、ボーリングをやっていると。こんなのは空からできるんですよ、今は。

ちょっと、県で、「お前さんの所にもう発注しねえぞ」と。「もうちょっと最新型の近代の技術を使って最先端の国土地理院がやっているようなやり方をもっと出してこいよ」と言えば、すぐ出ますよ。コンピュータを使って。

そういう事実、何故私がこういうことを言うかという、実はそういう所に私の学生が就職しているんですよ。だから、私のやっている事業とか、そんなのは時代遅れだとか。大学の測量技術なんていうのは、もう全然話にならないというふうなことをやっている。そういうデータを使って、網の被った所に、最初にそれを持ってこいと言って、発注する前にチョッチョッと打ち合わせすれば、例えば28番の鯨ヶ沢屏風立って言うんですが、マイナス57.8、これは6割、金が6割減ったからいいじゃないという話をしているんじ

やないですよ。こんなに増減の大きいような概算、概略設計なんていうのはないでしょうと、今どき。そういうことをご指摘申し上げているんですよ。

だから、足して、全部足してマイナス 1.9 だからまあまあでしょう、なんて話をしているんじゃないかと、あの時に、これの議論をした時に、私、お願いというか、ほかの県はどうなの？ということをも分言ったと思うんですけど。調べたんですか。

○河川砂防課：一応、電話では聞き取り、東北管内なんですけど、聞き取りしまして。

○小林委員長：6割ぐらい上がったたり下がったりする、この業界ではざらなんですか。

○河川砂防課：具体的な数字は聞けなかったんですけど、一応、本県と同じようなやり方で当初は概略設計で、補助採択後に詳細を行っているので、大分、変動は、変更はあるとのことでした。

○小林委員長：長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員：委員長に異議申し上げることはないんですが。

地質調査のお話です。地盤の内部の情報を得るためにボーリング調査をしますが、これは、現在のところ地形については、先生がおっしゃるようなことが。

○小林委員長：地質の話じゃなく、私は地形の話をしているんですよ。

○長谷川委員：それで、この中のボーリングによるという所、この不可欠というお話の、この部分の調査は、どう考えても掘らなければ分かりません。ここはすいませんけども認めていただく必要があると思います。

○小林委員長：分かりました。

そう思います。地形の話をしているんですよ。勾配とか。

それから、植生がこんもり茂っていて、現在の道路が隠れていて、入ってみたら、そこに道路のあれがあったとか。この間説明した、そんなものは上から見えますよという話ですよ。

ボーリング地質というのは、まさしくそういうことでございますので。

いずれにしても、概略と詳細の、概略という所の定義というか、概略ということの考え方をもうちょっと近代的な技術を援用できるような、そういうふうな話にもって行って、可能な限り最先端のテクニック、技術でもってやってもらった方が、この概略の意味が、そんなに大きな変動にならないで済むんじゃないですか、ということをご指摘しているわけです。

その辺は、よく明記していただきたいと思うんですけど。明記というか、記録に留めておいて欲しいと思います。そういう時代ですよ、ということで。

今日、課長さん来ていますね。よろしいですね。私の申し上げているのは、そういう意味を申し上げているんで。

○西村河川砂防課長：ご趣旨は重々分かりましたので、今、うちの方でもいろいろ先生からご指摘を受けた所を踏まえまして、経済比較とかしたんですけども、やっぱり、レーザープロファイラとか、航空写真とかがあるんですけど、それなりの費用はやっぱりかかり

ます。

今、現実に行っているのは、過去の森林基本図を基に行っていたんですが、それはやっぱり精度が悪いということで、回答書に書きましたが、現地で測量屋さんで現地調査を密にして、横断測量をある程度やっていくと。それでやった方が、やっぱり経済的には安いのと、全体的にレーザープロファイラとか、航空写真とかGPSを使うよりは安いもので、とりあえずそっちの方で、とにかく精度を上げていきたいと考えております。

○小林委員長：そういう趣旨だということをご理解いただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ということがありますが、24番、対応方針どおり継続ということではよろしいですか。

《詳細審議（整理番号 26 番）》

○小林委員長：それでは、26番、七里長浜ですね。何かございますか。これも本委員会、しょっちゅう絡んでいる現場ですけど。

これはあれですよ、調書の所にも

どうぞ、長野委員。

○長野委員：これは、県の方に言う話ではないんですが。これを5年前に継続にするかどうかということで沖防波堤があったんですけど。環境、漂砂、砂についての影響調査ということで、この委員会にも参加されている東先生とか松富先生なんかも専門家なんです。ズルズルズルズル、環境調査の委員会があるわけですが、引きずってやっているのは、判断できないのであれば、その委員会で学識経験者の方達の委員会で「分かりません」というか、あるいは、この沖防波堤については、影響があるのか、ないのかとか、という判断をしてもらわなければ、私も県の立場に立てば、いつまでも学識経験者の委員会ということでずっと引きずられて、分からないから詳細調査、詳細調査というのは。

○小林委員長：事業が進まない。

○長野委員：進まないということです。

ちょっと私も、この前、5年前の時にいろいろご相談も受けまして、委員の先生方もご推奨した人がいるので、その人にも会えば苦言を呈しているんですけど。この委員会でもうちょっと漂砂の委員会の方に、何というか、ズルズルやらないで早く結論を出すべきじゃないかということ少しは言いたいなというふうに感じております。

○小林委員長：ただ今の長野委員のご発言は、この調書の10ページに委員の名前がずらっと出て、実は本委員にもなっている東さんが入っているんですよ。それから加藤先生、武蔵工大の加藤委員長で行っているんですね。

でも、東さんに聞いたら、予算がなくてやっていないんだって、あんまり。もっと早くやってよって、私が言ったんですけど。「いやいや、そう言ったって」って。これは、年に1回委員会、この検討委員会を行っているんですか、担当の方。

○港湾空港課：現在、委員会は特別行っていませんが、この調書の最後のページ、14ペー

ジですが、東先生の指導のもとに、北側、車力側の方にもう1箇所範囲を広げましたので、この結果、調査結果を踏まえまして、再度委員会等で検討して参りたいと思っております。

○小林委員長：この14ページの赤い部分ね。追加調査範囲という所。

○港湾空港課：そうです。

○小林委員長：このデータが待っているわけだ。なるほど。

本当に長いよね。平成29年度までやるんだな。

どうですか。何か附帯意見でもやりますか。

○長野委員：継続ということについては異議ないんですが。この前と同じような状況で今回があるので、早く、この事業についても継続的な環境調査ということについて早く結論を出していただきたいということのお願いです。

○小林委員長：という発言があったという議事録程度でいいですか。

○長野委員：はい。

○小林委員長：それでは、七里長浜、鯨ヶ沢の26番は、県の対応方針どおり継続ということによろしいですか。

《詳細審議（整理番号28番）》

○小林委員長：28番でございます。

青森市の緑地公園だったかな。そうですね。

事業箇所が出ていますが、本港地区という所で、緑地を作ったりする。ここについても、最終的に7ページにあるような緑地完成平面図のような形で整備していきたいということだそうでございますが。

これも、事前に意見とかがきていませんが。何かご発言、よろしいですか。

これは、冬の雪捨て場にも使うんだな、ですね。

よろしいですか、対応方針どおり継続ということで。

それでは28番は継続です。

《詳細審議（整理番号29番）》

○小林委員長：最後29番、むつのバイパスですよ。これにつきましても、第2回の時に、これは多分、藤田委員からだったかな、オオセッカとか、そういう環境調査ですよ。そういうものについて説明をお願いということだったんですが、今日、何か資料を用意してあるんだそうですので、このパンフレットかな。どうぞ、担当課の方でご説明ください。

○高規格道路・津軽ダム対策課：それでは、お手元に配布させていただきました、環境影響評価に関するパンフレットについてご説明申し上げます。

むつ南バイパスにつきましては、2車線、延長8.7kmであることから、環境影響評価

が必要とされる事業に該当しておりませんでした。動植物などに対する自然環境への影響について慎重を期するために事業者独自の判断として環境影響評価を行いました。環境影響評価の項目につきましては、青森県環境影響評価技術指針を踏まえ、生活環境、自然環境について評価しております。

パンフレットをお開きください。

調査項目は、道路事業の特性や地域の特性などを考慮し、生活環境へ与える要因として大気質、騒音、振動、日照障害、電波障害。自然環境へ与える要因として動物、植物、生態系、景観、これらの9項目を選定いたしました。

当事業の環境要因である工事の実施及び道路の存在について、選定しました9項目につきまして予測・評価を行いました。

大気質、騒音、日照障害、電波障害、植物、景観の7項目につきましては、環境影響はない。あるいは環境影響の程度は極めて小さいと予測されましたため、特に環境保全の措置の必要はないものと評価されております。

一方、動物、生態系の2項目につきましては、一部の種で環境影響の程度は小さいと予測されましたが、道路本線への侵入防止柵の設置などが報告されております。

特に、ツキノワグマ、カモシカ、キツネについては、道路本線へ侵入する可能性があることから、生活痕が多数確認された地域において、工事の進捗と生息環境等に注意を払いながら、必要に応じて侵入防止柵の設置を講じたいと考えております。

また、ハチクマ、ハイタカ、オオタカにつきましては、環境影響の程度は極めて小さいと予測されましたが、営巣地を変えて繁殖を行う可能性もあることから、工事施工中に周辺環境に注意を払いますとともに、事業区域周辺に営巣が確認された場合には、専門家の指導・助言を得ながら必要に応じて適切な環境保全措置を講じていきたいと考えております。

また、第2回委員会でご意見をいただきましたオオセッカにつきましては、当バイパスのルート検討段階において、環境配慮事項としてオオセッカ等の生息環境への影響を回避、低減するよう、バイパスルート位置を検討して参りましたことから、工事の実施および道路の存在ともにB評価である、環境影響の程度は極めて小さいと予測されました。

このことから、環境保全措置は特に必要ないものと評価を受けております。

また、調査の最終段階におきまして、信頼性を確保する目的で専門家の方々にヒアリングを実施しております。事業の実施による環境への影響は、事業者の実効可能な範囲の中において、できる限り回避または低減されるものと評価しておりますが、工事の進捗に合わせ、それらについても注意を払いながら進めていきたいと思っております。

以上で環境影響調査の概要説明を終わります。

○小林委員長：ありがとうございました。

ということだそうでございます。

藤田委員、何か。よろしいですか。いいですか。

そういうことで、南バイパスは、ということなんですね。

それでは、この 29 番の道路工事についても、対応方針案どおり継続ということによろしいですか。

ありがとうございました。

(3) 再評価に関する意見書の取りまとめについて

○小林委員長：そうしますと、積み残しておりました詳細検討の各事業につきましても、いずれも対応方針案どおり認めますと。全部継続ですが。というふうに結論づけたいと思います。

それで、先ほど申し上げましたように、現地調査をしましたところの 10 番の白糠地区の所で、附帯意見を付けましょうということになっているんですね。どんなこと、どういうことかということですが、あの時、現地の会議でこういう大震災、大きな津波が出てきたので、港湾整備をそれに対応するような形でというふうなことで書きましょうか、というふうな意見交換があったと思うんです。

それはその通りなんです、その後、私がちょっと、ふと、この仕事をやっていたのは、その後この間、和歌山県とか奈良県で物凄い大災害がありましたね。そうすると、公共事業としては、港湾、港、海の方だけの話じゃなくて、道路、河川整備、それから地すべりとか、人命・財産にもろにかかってくるような所、皆、今日お集まりの担当課の方々、皆、かかる所があるので、何となく、津波もそうですけども、海の問題もそうですけども、内陸部の方も、そういう公共財の基盤整備というか投資においては、そういう大災害に対して、もう一度きちんとした考え方というか、今までやっていたようなことが皆、想定が崩れてきているのが、今回の大事件だったわけで、近畿の方の大災害もそうだと思うんですけど。そういうものが青森県にも襲ってくることも、当然、考えなくちゃならないんだから。

そうすると、この事業に対して附帯意見というよりも、知事に対するいつもやっている雛形があるでしょう、答申書の。その 1 番前の所に総論みたいな形で、今までのこういういろんな基準というか考え方をもう一度、これは国交省とか農水省とか、国の方も当然、そういうことをやらなくちゃならないんでしょうけども、青森県としてもかなり地形とか現状の状況を見ていて、危険と思われる、生命・財産に危険と思われる部分が全部河川とか道路とかでも引っ掛かってくるんで、そういうものも踏まえて採択する時のプライオリティをどうするかというのも、そういうことを視野に入れながら、この公共事業を評価すべきであるというふうな総論的な、そういう書き方にして、この今の 10 番でしたか、私達がやっているここの所の附帯意見というよりも、前の方にそういう、ちょっと文章は今、頭で喋っているだけなんで、綺麗な文章が出てきませんが。言っている意味はご理解いただけると思うんですが。

そういう形の附帯意見というものは、あまり前例ないんだけど、今まで書いた。今年はこのいろいろなことが3月以来起きているから、そういう形での前振りみたいな形での附帯意見というふうに書いたらどうかな？というふうに、実は、凄い報道を見ながら感じたんですけど。ちょっとその辺で各委員のご意見を頂戴したいんですが。

どうぞ。

○長谷川委員：私、土木構造物の設計の立場から、今のお話を受けさせていただきますと、やはり今回の東日本大震災というものがあって、もしかしたら初めて、例えば、様々な構造物が絶対壊れないというお話から回避したような世界的设计に変わる可能性もあるようなことが、今、皆さんで、この中でも相談されていると私は思います。

それから、例えば、この港には何mの津波が来ましたよ、というふうなことが過去の事例に基づいて、しかも最近と言ったらおかしいですけど、観測されて以来という言い方の、そういうふうな近代の観測の数値に基づいて様々な設計に利用してきたわけです。それを超えたものが起きた時に、じゃあ、それに合わせて新しいものは復興していきましようかということに対して、社会的には異議も生まれていまして、過去のもので高さはいいと。違う考え方を施設に対して導入すべきだという意見も出ているわけです。

ですから、そういう意味で、今、この公共事業の中でも防災というのは大きな位置付けで用意してきているわけですが、そういう視点の仕組みも考えていくといえますか、それを国にお任せするというのではなくて、青森県は青森県としてどうしていけばいいかを考えていくことも大切な感じがするんですね。それは、慌てて結論を出すということ急がされている部分があるかもしれませんが、でもそれは、県民のコンセンサスを得てじっくり考えていくということも大切に、私は思いますが。

その意味で、今、委員長がお話のような1つの事業に対してだけ述べるのではなく、全ての事業に対して、とりわけ防災という視点で新しい考え方を組み入れていかなければいけないのかどうかも、検討の対象にさせていただくというふうなことを表現されたらいかがかと思えます。

○小林委員長：ほかの方、どうですか。

○武山委員：今の長谷川先生の意見に近いようなところ、先ほどの河川大和沢の話もありましたが、すぐに変えるというわけにはいかないと思うんですが。やはりそういう強度というか、想定という所を変えていかなければいけない所もあると思いますし、例えば、津波についても波高を見直すとか、いろいろ言われていますが、すぐには結論が出ないと思うんですね。かつ、ピンポイントでこの事業が非常に不安という心配されるという感じが、特に今年は河川の事業もそれほどありませんので、特定、この事業についてどうという形には、あまり書けないのかなというところで、先ほどの総論的な話で何か書ければなというところがあります。

○小林委員長：藤田委員、どうぞ。

○藤田委員：今回も大和沢ダムで、今のお話のように1/20か1/40かというような話もあ

りましたが。1つは、この前の東日本大震災は千年に一度ということなので、もちろん、すぐにそういうふうに対応しろというわけではないんですが、その辺までの歴史といたしますか、地質の経緯みたいなものを調査項目に入れておく必要はあるのかなというのが1つ。

それと、長谷川先生が言われたように、構造物で対応するのではないけども、住民に、じゃ、ここまではちゃんと話して、今回も大和沢では、住民に情報を提供していくというようなことが書かれています。そういうふうには、過去、このぐらいの、千年ぐらいの単位で見ますと、このぐらいの地震とか津波があったんだからというのは分かると思うんです。その辺ぐらいは調べておいて、それがきた時は、じゃ、構造物はもつのかもたないのか。そして、もたない場合はどうするのか。例えば、避難路をきちんと整理するとか。それから、合図の仕方ですとか、いつ頃、そうなったら合図をして、どこがやるのかとか。そういうのも組み入れて対応していく必要があるんだろうと思います。

千年に一度の対応する構造物を造れという意味ではなくて、それは

- 小林委員長：調べておくと。データとしてきちんと持っている。
- 藤田委員：きちんと持って、それをきちんと地域、青森県民に伝えていくということが、公共事業と自然災害というものを結び付けていく上では必要なんだろうと思いますが。
- 小林委員長：どうぞ。
- 齊藤委員：やはり、ハザードマップというのを県の方では作っていると思うんですが、それを周知していただくために、住民に対して、各市町村ではやっていると思うんですが、各市町村でどれだけのどういうふうなやり方をしているかとか。やはり住民に知ってもらおうということが大事だと思うんです。

ですから、新しいことを、勿論、やることは必要なんです。今までにある各市町村の行政の方達の情報をいかに私達が吸収していくか。また、その情報をいかに発信していくかということだと思いますので、やはり普段からのそういうマップの作られている部分を再調査するといいますか、というのは、ここの部分はこういう被害が以前にあったとか。そういうものをお知らせしてくれた方が、住民としては良いのではないかなという感じがします。

- 小林委員長：長野委員、どうぞ。
- 長野委員：漁港とか、沿岸部の防災だけに係らず、全公共事業での対応として意見を出していこうというのは、非常に大賛成でございます。

公共事業ということで、計画・設計とか、そのハードについてどう考えるかというのは、これは順次いろいろ専門委員会とか、国の方でもいっぱいあるので出てくると思うんですが。よく言われている、それを超えた場合、公共事業の設計とかをどうするのか。そういうものを公共事業の中に入れておかなければいけないんじゃないかと考えているんだしたら、それを先ほど言ったハザードマップとか、住民にどう周知するのか。そういう事業の実施の外の部分について言及するような附帯意見。これは、なかなか全公共

事業に対して言うわけですから、表現は難しいので、基本的な考え方程度のことしか出てこないと思いますが、これを附帯意見に盛り込む。附帯意見というか、総論でもいいんですが。

ただ、それがこの委員会ですっとやられているように、フォローしていったモニターして、どうなっているのかというようなことが先ほど言った各事業を実施、計画した時に、この中に防災という項目があるのかないのか。今後、この調書の中に防災の点からの評価というような項目、再評価というような点も検討していただければと。これは、ここに書くとかどうかではなくて、今後の対応、この評価調書の作り方みたいなことになるとは思います。

以上で、そういうものを総論にするか附帯意見にするかですが、以後のことも考えてそういうことで言及していくというのは大賛成でございます。

○小林委員長：ありがとうございました。

ずっと、各委員のご発言を承りながら、やっぱり調書の中に、私らがずっとやってきて、この調書を何回か改定しながら、今日、今、使っているわけですが。こういうふうな未曾有というか、自然災害が来てしまって、それに対する調書の中に、何かの形で。

例えば、具体的には、藤田委員がご指摘のように、過去に歴史的に見てですよ。今、地震学会は既に貞観の大地震まで、学会として自己批判声名を出して、そしてあそこまで遡った地震の想定ということをやらないということで、今度、地震学会のやり方を変えるみたいなことをシンポジウムで盛んにやっているみたいですが。

役所の方でも、いろんな事業に採択する時に、こういう調書を作る時に、この地区においては有史以来、歴史、要するにきちんとした資料が何かに残っている中で、そういう恐れがあった所である、みたいな所が一行か二行書かれるような、そういう調書の項目を新たに、どこかに入ってくるということが、まず第一歩なのかなという気は、今、ずっと各ご発言を聞いていて、そんなふうに感じました。

ということを検討できるのかどうか、事務局の方で、これは政策課の仕事だけど、事務局の方でご検討してみてくださいと。特に、人命・財産に係るようなことについての過去、そういうことがあったのかどうかも、今のところ調書にそれを書く所はないんですよ。だから、そういう項目を入れるぐらいだったら、さしあたってできる所かなと。

それから、公共事業として、これは1番最初の再評価の3点セットでしょう。吸い上げる、採択する、再評価、事後評価ってあるわけだけど。この1番最初の吸い上げ、採択する所に公共事業をする時に、そういう視点でも一応スクリングしてみるというふうな、そういうペーパーがあった方がいいのかなという感じもするので。そうすると、担当課の方では一生懸命それを遡っていろんなことを調べたり、いろいろするじゃないですか。それが、安全弁になっていってと。その結果、事業の内容が何割増になるとか、そういう話はまた後で。それはそれでまた、防災なんか、とても千年分の防災なんか予

算上できないとか。いろいろ、減災でいいんだとか。いろんな議論が出てきているわけですから。

ただ、そういうものをこのペーパーの中に記録として残しておけば、役所の方々は、担当の方は異動で代わっちゃうわけだけでも、そのペーパーが残っていれば、おそらくずっと、そういうふうになんかちょっと要注意だということが伝わっていくかなという意味では、それも1つのソフトの意味での防災ということにもなると思うので、ちょっとそういうことを。

そんなふうな内容の附帯意見というか総論、最初の各事業については、原案どおり継続だというふうなことになるわけだけど。1番前にそういう文言を起こしてみましようか。本委員会として。

長野委員が前回、港湾のいろんな現実の問題として、いろいろ、今やっているやつの方が、結局いいというか、地域住民にとって、あるいは経済効果にとってもいいんだというお話をされて、そうすると、今、私が喋っている内容でまとめて、総論みたいな書き方をしちゃうと、その所が薄まっちゃうんだけど。それでもいいですか？

現地の方々は、白糠の地区の漁協の方々は、もっと補強しろ、もっと一杯造れとか、上げろとか、言っていたじゃないですか。そういうものがちょっと薄れてしまうんだけど。どうですかね、その辺は。各事業に附帯意見を、今までのやり方のように貼り付けて書くというやり方と、今、我々が話しているように、全体的な防災に対する考え方ですよね。

○長谷川委員：最後に提出する書類の話ですけど、今までも個別の事業に対する附帯意見というものと、それから総合的にこの評価活動とか、あるいは県が進めている事業についての総合的な附帯意見を書いてきましたので

○小林委員長：道路なんかはそうでしたよね。

○長谷川委員：だから、そういうのは、それで進められたらいかがですか。

個別のお話が、またこの後議論して、必要であれば附帯があるでしょうし。総合的には、今の防災というのは、総合的な視点で。

○小林委員長：じゃ、総合的には、あの時に、何年か前に道路のことについて青森県が、国交省の言うように、全体、ああいうやり方、青森県の独自の係数を掛けてやった方がいいんじゃないかみたいな書き方をしたことがあったじゃないですか。

だから、そういうふうに前振りを書くということは、それは書きましようということはいいいすよね。ちょっと案を考えますけど。

それからもう1つ、今回の詳細事業をずっとオッケー、オッケーって、皆、オッケーサインを出したんだけど、これについての附帯意見を何か述べるような所、ありますか。

藤田委員、どうぞ。

○藤田委員：今の白糠の所ですが、やはり環境影響への配慮の所で、先ほど、私が質問し

まして回答いただいたんですが、自然環境や水生生物の生育環境への配慮というやつで、アワビとウニなりということだけではなくて、私は、環境問題であれば、もうちょっと海藻類ですとか、そういったものの調査、それから配慮。

実はちょっと、この被害状況を調査しているんですよ。

○小林委員長：場所はどこですか。

○藤田委員：場所は、青森県の八戸から南の方です。久慈ぐらいまでですね。

それでちょっと中を覗いたりもしているんですが、やっぱり、瓦礫があるということもありますし、やはり海藻もかなりやられたんですが。逆に海藻は漁業関係者に伺いますと、ある程度綺麗に無くなっちゃった方が、翌年は昆布やワカメがよく付くよ、という話もヒアリングで聞いております。

だから、一概には言えないんですが、そういった海の中の環境についても、できれば配慮をいただけないかなというふうに思いました。

○小林委員長：これは、そうするとあれですか、漁港整備全般についてですよね。この白糠地区だけではなくて。

○藤田委員：はい、そういうことです。

○小林委員長：どうぞ、長野委員。

○長野委員：漁港について、もっと環境に配慮しろという、今回限りのというか、この委員会限りの指摘というか附帯意見というのは、それはそれでいいとは思いますが。この調書の後にいつも付けてもらっている環境配慮指針チェック表とか、そういうものがありますので、その中に読んで、海域環境の変化、変更に関する環境配慮というような所で、こういう所に反映されないと、永続的な、いわゆる個別のことだけに指摘したという話で、なかなか難しいのではないかなと。継続的なものにならないんじゃないかと。

ということで、藤田委員の言われることの（４）あたりに何か1項目付けるというのが、最終の県側の対応になると思うんですが。こういう所に配慮されないといけないんじゃないかと。反映されないといけないんじゃないかという意見でございます。

○小林委員長：それ、どうしますか。漁港整備に対する附帯意見の所に、そういうことを入れますか？

これ、実際、第3次環境計画、ありますね。この中に海というか、今、長野委員が読み上げた所に入っているんですよ。今、開いたのがそうですよ。

海域環境の変更、海域環境を公共事業で変更する際に配慮をどうするかというふうなことなんですが。そこに港を造る、防波堤を造るということで、潮の流れとか砂の流れとかが変化することによって、そこに生存していた生物、水中生物がどう変わっていくかというものに配慮しなさいよということを言っているわけです。

○藤田委員：ただ、それをきちんとやっているかどうかという話があるんですよ。

○小林委員長：そうそう、それはそうなんで、さっきの回答、担当の方の回答は、アワビがあるとか。それは、アワビというのは生産物で、いわゆるこういう所に防波堤を造

ったことによって、従前の生産物の収穫が駄目になるとか、そういうことがないように、どこかに移動するという話であって、それと今言ってる、話題にしている環境問題というのは、ちょっと意味が違うんですよ。本来、その海域に生息している、元々生息している水生生物、海藻類も含めて魚介全部。そういうものが悪く、悪影響が及ぼさないかどうかということについては、先ほどの方、調べていませんよね。やっていないでしょうか。やっているんですか。

○漁港漁場整備課：海藻類の調査なども一応しています。もし、海藻が入っている場合は、今、防波堤に自然調和型といって、潰れた分を沖側に捨石をやるなど、その代替として造ってやるという整備もしています。

○小林委員長：そうすると、ダメージを受けたら、それをちゃんとリカバリーするような方策はとっていますと。じゃ、ここに書いてあることはやっているんだ。藤田さん、これはやっているんですよ。

○藤田委員：じゃ、結構です。分かりました。

○小林委員長：はい、どうぞ。

○藤田委員：今の表から、31 ページの表なんですけど、例えば、ずっと下の方に道路問題なんですけど。例えば、側溝や排水路に落ちた野性動物が這い上がれるような側壁の工夫に努めると書いてありますが、こういうのは皆やっているというふうに理解した方がいいのか、それとも本当にここは、青森県というのは、野生動植物が豊富な素晴らしい所だと、全国との比較ですが、思っているんです。評価できるんですけども。

こういうのがちゃんとやれているのかどうか、というのがいつも気になってまして。

○小林委員長：今、設計基準の中にそれをやることに、私が答えることじゃないんだな。

これは、農道でも林道でもいいけど、そういう生物が沢山、野生の昆虫とか、いろんなものがある所での側溝の造り方とか、何か、そういう設計になっているんですよ。どうぞ、教えてください。

○北林農村整備課長：小動物が落ち込んだら這い上がっていくように水路に階段を造るとか、そういうような試みを事業の中でできる限りやるようにしています。

○藤田委員：ちょっとあれなんですけど。くどく感じられるかもしれませんが。

例えば、めだかが一杯いるような所で、実験等もされて、ポーラスベンチフリュームというやり方がありまして、そこは結局、草が、側溝、水路の所に草が生えるような水路なんですけど。そういうのがあるということは分かっているんですけど。本当にやられているのかどうか。

だから、ここに書かれていることが全部公共事業一般でやっていただきたいということは、個別で言われると勿論やっている所、やっていない所があるとは思いますが。かなり、これは良いことが書いてあるんで、今言った、小動物が這い上がれる所だけに限らず、どの程度やられて、それできちんとやっていただいているのか。また、予算的にもかなり、そういうものにもお金が入っているのか。それとも少ししか入っていない

のかとか。そういうことが分かりましたらお願いします。

○小林委員長：課長、どうぞ。

○北林農村整備課長：農林水産部の公共事業では、環境公共ということをやっております。環境の保全再生、農林水の連携、地域力の再生、このような3つの取り組みについて、農林水産部の公共事業の約8割程度で、このいずれかをやっているというようなことで、裾野を広げる試みを続けています。

○藤田委員：分かりました。ありがとうございました。

それで、そういうのが、やったか、やらないのが、できたら例えば、個別の所にきちんと調書の中に入ってくると、こんな変な質問もしなくて済むんですけど。これだけ見ていると全然分からなかったものですから、今後、よろしく願いいたします。

○小林委員長：それはあれですね。この調書の環境影響への配慮というふうなものは、配慮している。これは今、皆、しているに丸が付いてくるのは当たり前だけ。区分、この区分の所に生物に対するというのは、項目にあったよね？ないのか。

あえて言うならば、(3)番の特に配慮する対応内容という所に、今のようなそういう側溝を造ったとか何とかということを書いてくればよいというんでしょう。

ちょっとね、政策課の方で、先ほどの話も含めて、こういうものは、調書というのは、どんどんどんどんレベルアップしていけばいいんですから。また、今、これは改定版だから、三訂版ぐらい考えてくださいよ。そういう中に、先ほどの話とか、今のような話がうまく入っていくような調書になっていけば、どんどんどんどん内容が、青森方式が充実するじゃないですか。

さて、話はそんな所でよろしいですか。

そうしますと、ちょっとお時間をいただいて、最終、知事に答申を出す前に今月の最後の会議が29日に予定されていますが、そこにバツと突然文章を出して、そこで訂正されても何ですから、事前に各委員の所には私と事務局が作文して、こういう総論とか、附帯意見、要するに意見を作ったというものをメールで流しますので、それをちょっと添削してもらえますか。その完成文を29日にもう1回、ここで全員集まった所でチェックしていただいて、それを意見書の答申にしてまとめたいと、そういうスケジュールでよろしいですか。

それでは事務局、そういう形でよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

以上をもって、本年度の再評価の部分については終わらせていただきたいと思います。

(4) 平成23年度事後評価結果とその審議について

○小林委員長：引き続きまして、今年から事後評価ということをやりたいと思うんですが。昨年、お願いしていて、その評価の成績がまとまったということで、本日、別冊、薄い方の別冊の中に出て参りました。見ていただくとお分かりのとおりでございます。

この薄い方の冊子の1ページを開いていきますと、23年度の事後評価として4つやっ
ていただきましたので、その評価の報告を伺いたいと思います。

《緊急農地集積ほ場整備事業／増館》

- 小林委員長：農村整備では場整備が1番ですね。2つ目がため池。3つ目が漁港環境整
備。4つ目が道路ということでございます。

それでは、早速ではございますが、1番からどうぞ。事後評価の調書をご説明くださ
い。

- 農村整備課：農村整備課の古川といいます。よろしく願いいたします。座って説明し
ます。

整理番号1番、緊急農地集積ほ場整備事業。増館地区です。

事業主体は青森県、管理主体は浅瀬石川土地改良区。国庫補助で実施し、負担区分は
国が50、県が37.5、市町村が10、農家が2.5で実施しました。

事業の背景・必要性ですが、本地区は、米とりんごの複合経営地帯であり、農家の高
齢化や後継者不足が進行する中、ほ場の大区画などの整備を通じて担い手、農地を集積
させ、営農の省力化とこれによる余剰労力をりんご栽培などに充てることで、農業の収
益性向上と経営の安定化を図るものです。

主な事業内容は、受益面積が76.9ha、うち区画整理が76.9、暗渠排水が70.7です。

想定しました事業効果は、作物生産効果と営農経費節減効果及び維持管理費節減効果
です。

事業の実施経緯等は、事業着手が平成11年度で、途中平成16年度に再評価を実施し、
平成18年度に事業完了しております。

総事業費は、当初で15億800万円。最終が13億4,300万円であり、平成16年度に事
業費減に伴う計画変更を行っております。

特記事項ですが、平成16年度の再評価では、附帯意見はなく継続の評価となっております。

次に事業概要ですが、5枚ほどめくっていただいて、別紙の6ページと書いてある所
に空中写真を載せておりますが、ここでご説明いたします。

上の写真が事業前の状況、それから下の写真が事業後です。

本地区の場所は、JR常盤駅の北東部に位置しております。

主な工事は、水田の区画を現況10aのものを30aから1haに大きくし、道路と水路の
整備及び暗渠排水も併せて行っております。

整備後の水田は、50a以上の大区画が71%、うち1ha以上が35%となっております。
下の図は、暗渠排水の被覆材として、ホタテ貝殻と籾殻を使用した断面となっております。

次のページですが、写真は農道と排水路の整備前と整備後を比較したものです。

また、下の写真は、整備後の水田に転作作物を作付けしている状況です。

次のページをお願いいたします。

次のページは、水田栽培での大型機械を使用している状況です。代掻き、田植え、稲刈りの状況でございます。下は、増館営農組合が転作で導入してバサラコーンで 2.8ha を作付けしております。

調書に戻っていただいて 2/4 ページの 2 の事業完了後の状況です。

社会経済情勢の変化についてですが、本県農業が高齢化や米価の低迷など、厳しい状況にあることから、意欲ある農業者が農業を継続できる環境の整備が急務であり、生産基盤の整備と併せて担い手への農地集積による規模拡大が重要となっております。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化につきましては、作物生産効果で米価が平成 10 年の 1 t 当たり 27 万 5 千円から、現在、21 万 9 千円と 20% も低下しております。これは、1 俵当たり直しますと、当初が 1 俵 1 万 6,500 円が、現在は 1 万 3,100 円ということで低下しているということです。

次に事業効果の発現状況ですが、(1) の作物生産効果ですが、増館地区作付け状況表でご説明いたします。

合計の欄で面積は当初の 81.3ha に対し、現在が 76.9ha と 4.4ha 減少しております。これは、水田が事業で新設した道水路の用地に取られた共同減歩によるものです。

生産額は当初の 1 億 2,200 万円が、現在で 1 億 2,600 万円と地区全体で 400 万円の増加となっております。地区ごとには増減の欄で、田では水稻が面積、生産額共に減少しているのに対し、転作の小麦、バサラコーンなどが新たに 9.6ha 作付けされております。畑は増減なし。樹園地では、りんごが面積、生産額が増加しております。

アンケートでは、「事業が必要」、「どちらかといえば必要」を合わせて 93%、暗渠排水の施工で転作物の導入が可能となったという意見が多くあります。

(2) の営農経費節減効果ですが、担い手の水稻生産に係る効果の発現状況をグラフにしております。

①の水稻の生産コストの節減ですが、右上のグラフで当初が 10 a 当たり 23 万円であったのが、現在、7 万 1 千円であり、69% の節減となっております。これは、大型機械の導入により作業効率が向上したことで、機械経費と労働費の節減に繋がったものです。大型化した機械は、田植え機械が 4 条植えから 8 条植えに。コンバインが 2 条から 6 条刈りと大型化しております。アンケートでは、作業効率が向上したという意見があります。

次に②の水稻栽培労働時間の短縮についてです。真ん中のグラフで、当初 10 a 当たり 67.4 時間であったものが、現在、11.9 時間と 82% の短縮となっております。これも①と同様に農業機械が大型化した結果です。

なお、労働時間短縮で生じた余剰労力は、地区や周辺でのりんご栽培などに向けられております。アンケートでは、89% が「労働時間が短縮」、「どちらかといえば短縮」

という回答があります。

次に③の担い手の農地集積の増加ですが、当初が 13.4ha の集積であったものが、現在、作業受託の大幅な増加により 39.4% となっております。これは、計画目標を 19.2ha としたもののよりも大幅な増加となっております。アンケートでは、「ほ場条件が良いので借り手がある」などの意見があります。

次に 3 / 4 ページをお願いします。

増館営農組合についてご説明いたします。

当組合は、増館集落の担い手を中心となって平成 19 年度に設立され、現在の集積面積は自己所有 11.5ha、作業受託が 27.9ha の計 39.4ha で、組合員数は 20 名となっております。

下の図は、担い手への農地集積の状況を表したものです。当初に比べて、現在が個人営農の黄色い部分が減少し、営農組合へ集積された赤い色が増えております。

次に（３）の維持管理費節減効果です。表でご説明いたします。

計の欄で当初の管理費 2,386 万円が、現在、968 万 3 千円となり、1,417 万 7 千円の減少となっております。

施設の中で農道が一部をアスファルト舗装としたことによって、将来の補修費が増えるため維持管理費が増加しております。アンケートでは「必要」「どちらかといえば必要」を合わせた回答が用水路で 100%、農道で 94% となっております。

次、その他の効果ですが、（１）の耕作放棄地対策については、アンケートで事業が耕作放棄地対策に「効果があった」、「どちらかといえば効果があった」という回答が合わせて 76% となっております。

（２）のその他アンケートで事業実施により稲わら収集用の大型機械がほ場に入れるようになり、稲わらを全て畜産農家に引渡し、焼却がゼロになったという事例もありました。

次のページ、4 / 4 ページをお願いいたします。

参考の費用便益です。当初の B / C 1.14 に対し、平成 16 年度の再評価時で 1.22 と増加、現在は 1.23 と微増となっております。

なお、経済効果の算定手法は、当初と同じ方式で行っております。

次に施設の管理状況については、地区内の幹線や支線農道は浅瀬石川土地改良区が補修を行っております。地区内の用排水路は、増館営農組合が中心となって草刈り、浚渫を行っております。

なお、アンケートでは、施設の管理について「適切」あるいは「どちらかといえば適切」との回答が合わせて 71% となっております。

次に環境の変化について。環境影響への配慮ですが、工事には低騒音、排ガス対策型の建設機械、それから、資材も再生資材を使用しております。また、暗渠排水には籾殻、ホタテ貝殻などの地域資源を活用しております。

次にその他環境への変化ですが、アンケートでは、環境について71%が「良くなった」「どちらかといえば良くなった」と回答しており、「周辺を散策できるようになった」という意見もあります。

次に3のまとめですが、改善措置の必要性については、アンケート調査では、「暗渠排水の効き目が悪くなってきた」「用水路が低く水量が不足している」など、地区の末端部分に関する意見があることから、関係土地改良区へ情報提供し、改良区と農家で状況を確認し、必要な措置を検討します。

次に、再度の事後評価の必要性についてですが、上記の改善措置について、今後適切に対応し、事業効果の発現にあるとおり、全体として事業効果は達成されているものと判断し、再度の事後評価は必要ないものと考えております。

次に、今後に向けた留意点についてですが、同種事業の計画、調査のあり方ですが、アンケートでは、「事業に対し住民との話し合いをして反省の少ない事業にして欲しい」という意見があったことから、今後は、県が進める環境公共の方向性に沿って地域住民が参加する、地区環境公共推進協議会において、計画内容や環境保全の方法などについて話し合いを強化していきます。

次に事業評価手法の見直しですが、アンケートでは、多くの人に協力してもらいましたが、未記入項目が多かったことから、今後は記入例を併記するなど、改善を図る必要があります。

次に同種事業の内容、手法等のあり方ですが、アンケートでは、「作業は良くなったが、水路の小魚が減った」という意見もあったことから、地区の生態系や周辺環境の調査を行い、その結果に基づく保全の方法等について事業内容に反映させていきます。

最後にアンケート結果について、次のページから掲載しておりますが、対象地域は事業の受益者を中心に増館集落の全戸と水木集落の一部世帯の合計143戸で、土地改良区の協力により直接配布いたしました。

回収数は84戸で58.7%の回収率となっております。回答内容の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小林委員長：ありがとうございました。

というふうな結果だそうでございます。

どうぞ、ご質問ください。

事業完了18年ですね。それから5年経ちましたと。どのページでも結構でございます。

○長谷川委員：随分、資料の2/4ページを見てみますと、この(2)の節減効果というのが、非常に高く出ておりまして、これに伴って、こういうふうな所には反映しているのでしょうか。費用便益比の中のBの所にこういうふうな効果というものが反映されていたのでしょうか。それとも、この数値というのが、その中には考慮されていないものだったのでしょうか、教えていただければ幸いです。

- 小林委員長：どうぞ。
- 農村整備課：このB/Cの算定の中にも、先ほど説明しました、2/4で説明しました(2)の営農経費節減効果が大きく影響して、効果をあげております。
- 小林委員長：これ、あれですよ。この便益の計算は決まっておりに効果ということなんだろうけども。2ページの今の所で、米価がこの間、どんどんどんどん下がっているでしょう。事業が終わった時から今日まで5年経過しているわけだけど、もしその事業が終わった時の、あの時の米価でいくと、もっとこのBはずっと上がってくるわけだけど、これはもう、全然農家に関係ない話だけど、政治の問題なんだけど、1.2、要するにこれだけ米価が2割も下がっているのに便益が1.2キープしていますよね、今の米価で。当時の米価でいうとどうなんだろう。もっといっぱいベネフィットが出てくるということですよ。
- 農村整備課：よろしいでしょうか。
- 今の評価は、計画の米価は現在の単価を現況にかけております。それから、計画も今の単価で。
- 小林委員長：全部換算しているの。そういうことですか。
- 農村整備課：5年前の高い米価と現在の安い単価で比較しますと、やはり効果は300万円ほど少なく、現在の方が出てきます。
- 小林委員長：換算して、今の値に合わせているわけですね、なるほど。
- それから質問なんですけど、これはちょっと、私の専門的に関心が高いんですけど。ホタテと籾殻で暗渠の中に入れてある効果というのは、これは持続性って、今日までどうですか。耐久性はどうなっているのかなど。これを入れた時からずっと気にしていたんですけど。
- 農村整備課：暗渠排水、当初スタートした時は、殆ど籾殻だけでやったんですけど、ホタテも耐久性があるというのと透水性が良いということで活用することになりました。
- 小林委員長：籾殻の上にホタテを乗せているんですか。
- 農村整備課：逆です。
- ホタテだけですと、どうしても隙間が大きいものですから、上にやると表土が入ってきてそこが空洞になりますので、パイプの上にホタテを入れて、その上に籾殻を入れるという工法をしております。
- 小林委員長：それで、通水能力の効果が下がってくるということは、今のところは出てない。
- 農村整備課：生じておりません。
- 小林委員長：じゃあ、成功しているんですね。
- それから、同じく地域住民との話し合いをして反省の少ない事業にして欲しいという、具体的にどういうクレームというか、反省の少ないって、反省がいっぱいあったんですか。どういう、アンケートってどれを読めばいいの、アンケート結果のどの文章を。ど

ここに、それを、どういう表現になっているんですか。

5 ページの所にその他の意見で地域住民と話し合い、反省の少ない、反省の少ない事業って何を望んでいるんですか、地域住民は。

○農村整備課：アンケート結果では、具体的にどういうことということは書かれていませんで、こういう意見がありましたので。

○藤田委員：公共事業全般についてじゃありませんか。

○小林委員長：全般に。これ、アンケートのやり方もまずいよね。こんなことを言われたって、何ですか。今後の役に立てたいと思うので、もっと具体的にどういう点がまずかったのですか、ということを追っかけて聞かないと。

○農村整備課：今後はそういう具体性のある質問にしたいと思います。

○小林委員長：ちょっと気になるんだけどね。

各委員、どうぞご発言、いろいろ。はい、どうぞ。

○長谷川委員：直接受益者、環境公共というか、農地がこういうふうな、非常に保全された状態で使われていることが、周りの市民にとっても非常に還元されていると、私は思うんですけど。受益者以外の方のそういうふうな、こういう事業に対する反応というのは、何か声があったら紹介いただければ幸いなんです。

もし無ければ、つまり、これからこういうふうな事業が、受益者だけじゃないんじゃないかなというふうに私は思っています。青森県の主要産業として、こういうふうな支援をずっと続けていくという意味では、これらの成果を周りの人達、市民がどういうふうに関心を持っていていっているんだろうというふうな視点も、次のステップではお考えになったらいかがかなと。

○小林委員長：例えば、問いの3番に職業を聞いているじゃないですか。この職業でお勤めの方って出ているでしょう。ですから、このお勤めというのは、いわゆる直接の受益者ではないというふうに理解してもいいですよ。

○農村整備課：一般の方からの回答の中に5 ページの所の1番下の問い20の下から2番目、周辺を散策できるようになったというような意見は寄せられております。

○小林委員長：この散策できるようになったというのは、いわゆる受益者、農家の人じゃない人が言っているということね。

○農村整備課：それは分かりません。集落の一般の方。

○小林委員長：こういう所をやっばりきちんとフォローしないと駄目なんです。ただの通り一遍にアンケート調査をやってもしょうがない。これは事後の評価で、いわゆる土地改良というか、農村整備の、特にこういうふうな大型の1ha ぐらいの田んぼになって機械化するよという営農効率を高めるようなことでやっているわけだけど、それがその周辺の住民の方々にも、こんなにも効果をもって迎えられているんだということは、応援団を増やすためにも非常に重要なところなので、そういう所が、きちんと把握できるような、そういう質問にしないと。

だから、特にほ場整備なんていうのは、最大の目的は、営農効率ではあるんだけど、それは当たり前で、それが失敗したら事業失敗なんだから当たり前ですけど。それに加えて応援団をさらに増やすためにも、農業でない方々、赤ちゃんを連れた若いお母さんとか、小学生の子どもとか、学校の何か遠足とか何とか、そういうものにどんどんとほ場整備された。しかも、どこかに書いていたように、めだかだかドジョウも段々出てくればいいみたいな話って、あまり農薬を使わない所をどんどんどんどん、いわゆる環境保全。青森県は知事を筆頭に環境公共を出しているわけだから、そういうことを具体的にこのアンケートの中でフォローアップできるような、そういうクエスチョンを作っていないと。

これ、凄い、農業の中でも成功している事業なんだから、それは農業の内部で成功、成功って言うてもしょうがないので、非農家、地域の方々皆にそういう形で、非常に良い方向だったということが表れるような、そういう問診を作らないと駄目だと思いますよ、事後評価では。今後、こういうことをやる時は、よくその辺、ご配慮した質問表を作ってくださいよ。

○北林農村整備課長：委員長のご指摘のとおりで、今後配慮していくというのは当然です。

あと、このアンケートは、受益者を中心に、一般の方々も入っております。委員長のご指摘のとおり、分析の仕方が浅い部分は今後直していきたいと思います。

○小林委員長：藤田委員、どうぞ。

○藤田委員：先ほどの初殻とホタテ貝の貝殻を使用したやり方とか、それから、最後に書いてある今後に向けた留意点として、地域の生態系調査や周辺環境の調査を行い、その結果に基づく保全の方法の検討結果等を事業内容に反映させることするというふうに書いてあるんですが。その辺を、これは、この事業についての今後なのか、それともこの農業整備一般について今後やるということなのか、そしてできたら今のホタテ貝の貝殻のあれも含めて、良いことはどんどん他の事業にもやっていただきたいというのが私の意見でございますが。

○北林農村整備課長：地域の生態系調査及び周辺の環境の調査は、環境公共を進めておりますので、事業実施前にやっていくということです。

ホタテ貝殻を用いた暗渠は、適用できる地区ではほ場整備に積極的に活用しています。

○小林委員長：ありがとうございました。

《ため池等整備事業／サビシロ沼》

それでは、同じく農村整備ですね。2番に入りましょうか。

どうぞ、ご説明ください。

○農村整備課：農村整備課の三上と申します。座って説明します。よろしくお願ひします。

整理番号の2番になります。ため池等整備事業ということで、地区名はサビシロ沼。場所はつがる市になります。

事業主体は青森県で、管理主体は西津軽土地改良区で、国庫補助事業で実施しております。

負担区分ですが、国が50%、県が36.9%、市町村が13.1%ということになっております。

事業の背景及び必要性でございますが、本ため池は堤体の老朽化により漏水が著しく、また、余裕高不足の状況にあり、決壊の危険性が高いことから、農地・農業施設をはじめ、人家や公共施設への被害を未然に防止するために、本事業で改修を行っております。主な事業内容ですが、堤体工が115.5m、取水施設、これは洪水吐兼用になりますが1箇所。底樋工といたしまして23.4mというふうになっております。

想定した事業効果、金銭価値化が可能な効果といたしまして、1つ目といたしましては、ため池決壊による耕土流出や土砂埋没被害等を防止する効果と、家屋被害や公共用施設である市道等の被害を防止する災害防止効果。

2つ目といたしましては、ため池の改修により維持管理費が節減される維持管理費節減効果でございます。

平成12年度に事業を着手し、17年度に再評価を受け、18年度に完了しております。当初事業費ですが、総事業費が1億6,000万円で実施し、再評価時及び最終年度時では、1億5,900万円となっております。ちなみに、計画変更については行っておりません。特記事項といたしまして、事業後長期間の継続といたしまして、平成17年度に再評価を実施しましたが、その時の意見は、評価結果は継続となっております。事業概要といたしまして、平面図と堤体の標準断面図の前後を載せております。水色の部分がため池の敷地で、ため池の堤体の嵩上げと取水施設工、底樋工を整備したものでございます。

5ページに写真を掲載しておりますので、少しめくっていただいて、別紙の方の5ページをご覧ください。

5ページの方には、ため池の、上段の方にため池の着工前です。中段が現在の状況でため池を嵩上げた状況になっております。

また、6ページの方には、現状の各施設の状況と7ページには、漏水状況などを掲載しております。

資料、もう一度前の方に戻っていただきまして、2ページ目になります。調書の方は、2の事業完了後の状況ということで、事業完了後、社会的経済状況の変化については、近年、大雨やゲリラ豪雨が頻繁に発生し、これらによる被害を未然に防止するために、老朽化ため池の整備の緊急性、必要性が高まっております。

また、費用対分析の算定基礎となった要因の変化については、当初、計画時点は投資効率方式により効果を算定していましたが、平成14年度に想定被害額を基に効果を算出する方法に変更されております。今回も同様の手法により効果を算定しております。次に事業効果の発現状況についてでございます。

(1) といたしまして、災害防止効果といたしまして、必要性に関するアンケートの結果では、60%の方がこの事業について「必要」または「どちらかといえば必要」という回答を得ております。

達成度、防災面に関するアンケートの結果では、「越流や決壊の心配がなくなった」とか、「道路へ水が溢れなくなった」という回答がありました。

災害防止効果の状況ですが、①といたしまして、農地被害については、農地 8.3ha の耕土の流出や土砂埋没被害を未然に防止するものとして6,310万円ほど。

②といたしまして、農作物被害といたしまして、農地 56.7ha の農作物の浸水や流出被害を未然に防止するものとして6,150万円になっております。

③といたしまして、農業用施設被害といたしましては、用排水施設が 13 km、農道が 4.8 km、農業用の納屋等の流失を未然に防止するものとして4億 3,810万円となっております。

④といたしまして、家屋被害といたしましては、人家 8戸の全壊、半壊及び浸水被害を未然に防止するものとして8,530万6千円となっております。

⑤といたしまして、公共被害といたしまして、市道の流出を未然に防止するものとして4,610万円を想定しております。

災害防止効果の算定ですが、上記の被害想定額①から⑤、これに定められた率を掛けますと3,047万1千円が見込まれております。

(2) といたしまして、維持管理費節減効果に関するものは、維持管理する西津軽土地改良区によるため池堤体や取水施設の維持管理が節減されるものとして9千円ほど見込んでおります。

(3) といたしまして、妥当投資額の算出については、記載の計算式により6億6,405万2千円となっております。

その他の効果といたしまして、アンケート結果では、事業目的以外の効果として「効果があった」との回答が37%のほか、「親子連れで釣りができる」とか「散策する人が増えた」などの意見があり、ため池が憩いの場や交流の場として活用されていることが分かりました。

参考といたしまして、便益費の経過を記載しております。

次に事業により整備された施設の状況ですが、管理状況に関するアンケート結果では、「管理が適切」または「おおむね適切」との回答が43%に対し、「適切ではない」「あまり適切ではない」という回答が27%ありました。

意見としては、「草やごみが散乱している」とか「外来種のブラックバスを放流した人がいる」などの記載がございまして、管理面での対応が必要と考えられます。

次、事業実施による環境変化ですが、地域に自生する貴重な資源であるハスを保護するため、事前に同ため池敷地内の別の場所へ移植して保護しました。また、同じく自生しているジュンサイについても、枯死しないように水位変動に注意しながら施工しており

ます。

環境変化に対するアンケート結果では、「ハスが自生しているので大切にしたい」という回答がございました。

3番のまとめになります。

改善措置の必要性として、改善に関するアンケート結果では、「ため池に照明灯等の防犯施設を望む」また、「道路側にガードレール等の安全施設の設置を望む」という安全施設に関する意見が一部ございました。施設の管理者である土地改良区の方へ情報を提供しまして、改良区が状況を確認し、必要な改善措置を検討することとしております。

次に再度の事後評価の必要性といたしまして、上記の改善措置について、今後、適切に対応し、事業効果の発現状況にあるとおおり、全体として事業目的は達成されているものと判断し、再度の事後評価の必要性はないものと考えております。

今後に向けた留意点といたしましては、同種事業の計画、調査のあり方として、事業実施にあたり自生するハスやジュンサイを保全したことから、環境変化に関するアンケート結果においても、環境が保全されたという意見がありました。

事業実施地域に自生する在来種の保全にあたっては、地域住民などと十分に話し合いを行い、必要に応じて学識経験者から意見を求め、検討することが重要であると考えています。

事業評価手法の見直しといたしましては、アンケートは町内会へ協力を依頼し、返信用封筒を同封して毎戸へ配布しております。しかし、回収率が低かったため、再度、町会長などを通じまして、毎戸への回収を働きかけたところ、最終的な回収率が38.9%となったことから、今後は説明会を開催するなど、回収率を高める工夫が必要であると思われま

す。同種事業の内容・手法のあり方として、同種の防災事業については、整備した施設が継続して効果が発揮できるよう、日常から適切な維持管理に努めることが必要となります。

また、その他の意見といたしまして、アンケート結果では、「老朽化した施設が多いので検討の上、早急に対応してほしい」とか、「東日本大震災を教訓としてほしい」という意見も寄せられております。地域住民の防災に関する意識の高まりを感じることができました。

今後も地域のニーズに的確に応えられるよう、老朽化施設の把握に努め、適切に対策を講じていく必要があると思われま

す。次ページ以降には、今回行ったアンケート結果と、先ほど見ていただいた写真の状況、現時点での費用対効果の算定の内容等を添付しております。

説明は以上でございます。

○小林委員長：ありがとうございました。

どうぞ、ご発言。長谷川委員、どうぞ。

- 長谷川委員：このため池の水位は、どこで管理されていて、今まで1番高いとか、というのとはどんな状況だったのか教えていただけますか。
- 農村整備課：ため池の場合、大体、土地改良区が管理しております。また、ダムのように洪水吐などはなく、それぞれのため池で定めているものはございません。
- 長谷川委員：B/Cの中でため池の決壊によるうんぬんということが回避されるということですが、その水位が何か溢れるとか、そういうことに対しては、土地改良区が対応するということになるものですか。
- 農村整備課：現況のため池の余裕高というのが10cmしかなかったんですが、工事で前の方に盛土をしまして、刃金土を入れております。これを入れることによって余裕高が1mほどになっておりますので、土地改良区としては、の余裕高の中で水位を管理していくというふうになっております。
- 小林委員長：ですから、今のご質問は、洪水時の判断は誰が責任を持つんですか、ということを行っているんですよ。人命なんとかに、防災の意味がこのため池にはあったでしょう。だから、その決断は誰がするんですか。集中豪雨とか雨量が何百ミリなんか、今はそんなのいっぱいきているわけだから。その判断の決定権は誰が持っているんですか、という質問です。
- 農村整備課：すいません。これは土地改良区で管理しておりますが、そこに住んでいる、ため池を管理している人がいますので、その方が日常管理、若しくは洪水がきた時に管理しております。
- 長谷川委員：そうすると、非常時はその方がいらっしゃらないとか。
- 農村整備課：管理者は土地改良区になります。
- 長谷川委員：そうなんですか。
- そうすると、土地改良区がそういうふうな降雨状況とか、そういうものを判断して、水門をどうするとか、そういうふうな処理に対応するわけですか。
- 農村整備課：そうです。
- 長谷川委員：分かりました。
- 小林委員長：個人でこんな重大なことをやるということは駄目ですよ、役所がそんなことを言っちゃ。土地改良区という法で認められた組織が決定権を持っているんですから。責任問題が出てくるんだから、もしこれで事故が起きたら。
- 長谷川先生、これは全部、土地改良区というのが代行しているんですよ。
- 長谷川委員：はい、分かりました。
- 小林委員長：ほかに、どうぞ、ご質問。長野委員：どうぞ。
- 長野委員：質問というより教えて欲しいんですが。
- 最初は投資効率方式で計算して1.02と。再評価と事後評価で3.58ということで、非常にB/Cが大きくなっているのをお聞きするんですが。
- この災害防止効果というのは、例えば、この施設の耐用年数の間に受けるであろう被

害額を防止したというので、1 から 5 が挙がっているわけですか。それに毎年の資本還元率をかけて、毎年の効果が 3,047 万 1 千円というふうになって、これは毎年の効果が 3 千万円あるのか、後で妥当投資額ということで、やはりまた 0.0439 に相当するもので割り戻しているんですが、この辺の考え方、当初のやつはもう関係なくていいんですが。その辺をちょっと教えていただければと思います。

例えば、災害防止効果って、何年間にわたって 6 億 9,400 万円という被害防止額があって、それを毎年見直すと 3 千万円になるという計算をしているのではないかと思うんですが。そうすると、ある長期間にわたって被害を防止したというのは、これは何年間を想定しているのかなというような、ちょっと、純粹に技術的な話なんですけど、教えていただければと。

○小林委員長：今の委員の質問、9 ページに出ているんじゃないですか。費用対効果分析の説明資料。

どうぞ。

○北林農村整備課長：総合耐用年数 62 年で計算しています。

被害額は、ため池が決壊した時場合の農地被害、農業用施設の被害額を算定します。

それを還元率等で割り戻しています。

○長野委員：そうすると、62 年間、ため池が現状、計画前どおりであれば 62 年間の間に受けるだろう 6 億 9,400 万円の被害があるということですよね。

○北林農村整備課長：そうです。被害が、効果の方になってきます。それを 62 年、総合耐用年数で換算しています。

○小林委員長：減価償却はそれにかけているということですね。

ほかにご質問。武山委員、どうぞ。

○武山委員：これは、地元の同意率が 20/20 ということで書いてありましたが、これは土地改良区のメンバーの数ということなんですかね。

○小林委員長：組合員数。組合員数なんですか。この数値。どうぞ。

○北林農村整備課長：受益者数です。

○小林委員長：受益者。組合員じゃなく受益者だって。

○武山委員：受益者という範囲はどういうふうを考えれば。

○農村整備課：被害面積に対してです。

○武山委員：被害面積に対して。

逆に改良区ということでもっと大きな人数がいるということになるんですかね、土地改良区の、このため池の水を利用している受益者というか。そういうものですよ、このため池の、そもそもの目的というのは、やはり。

○小林委員長：土地改良区。

○北林農村整備課長：西津軽土地改良区でもっと大きいです。

○小林委員長：これはあれですよ。頑張ってアンケートをやっているんだろうけど、回

収率が4割というのは、やっぱり少ないね。

これは、この手のこういうアンケート調査、いつかもこんな話題が出ていたけども、やっぱり半分以上の人に関心を持ってもらわないと、残りの6割の人は何ですか？って。ただ、回答するのが面倒くさいからやらないというだけで、実際は、そこを散歩したり釣りしたりして遊んでいるかもしれないし。はなっから相手にしていないのか。その辺が分からないと、ちょっとこの38.9って、4割の数字というのは、何か寂しいというか。もうちょっと何か方法がないのかしら。

最初郵送してペケだったから、町内会長さんが郵送したものを受け取りに回ったんですね、これ。そういうことですね。

- 北林農村整備課長：はい。
- 小林委員長：それでも4割。そんなものなのかな。どうなんですか、この辺は、課長。全国的にみて。
- 北林農村整備課長：前のは場整備が58%
- 小林委員長：だから6割でしょう、こっちは4割でしょう。
- 北林農村整備課長：少しこちらの方が低いと思います。明らかにほ場整備の方は、集落で、かつ受益者の割合が高いと思うんです。
- 小林委員長：そうそう、農家だからね。
- 北林農村整備課長：こちらの方は、ため池で周辺の地域住民の割合が高かったということもアンケートの回答割合が低かったという原因だと思います。
- 小林委員長：下がっているんでしょう。
- 北林農村整備課長：例えば、なにかの会合の際に説明をさせていただいてお配りするか。そのような工夫は必要ではなかったと考えております。
- 小林委員長：まさにそういうことですよ。要するに受益者イコール自分で直接それがあって、例えばお米でも何でもいいんだけど、畑作物、りんご園でも。という人達は当たり前前の話なんだけど、そうではない人達に応援団として非常に農業の資本整備が、基盤の整備が、こんなに地域の環境公共に、いわゆる公共事業として凄い役立っているんだということを知ってもらうためにも、もうちょっと担当課としては、こういう類の事業についての事後評価のアンケートのやり方としては、さらなる一工夫が欲しいところだと思いますね。

今度、こういう手のアンケートをやる時は、ちょっとその辺をご検討いただければと思います。

ほかにどうぞ。

- 長谷川委員：その意味では、今のアンケートの間2の年齢層というのを見ると、60歳以上と70歳以上の方がそれぞれ1/3、1/3を占められていて、次の世代の人達が、これをどういうふうに受け止めるかという意味では、もう少し、つまり40歳代ぐらいまでの方の率がちょっと、もう少し広がるといいんじゃないかと思いますが。

○小林委員長：だから、これは役所、農村整備課だけの問題じゃなくて、土地改良区に任せているわけだから、そうすると土地改良区の中で何とかフェスティバルをやるとか、何とかをするって、もっと働き掛けて、そして土地改良区にこういうことをやってもらえばいいんですよ。その後に何年か、2、3年でもやった後にこのため池についてのいろんなことをアンケートで聞くとか。何かもうちょっと、土地改良区に働き掛けた方がいいですね。

○北林農村整備課長：わかりました。

この地区ではありませんが、土地改良区でため池の生き物観察会などをPTAとタイアップしてやっているという事例もございます。そういうのも環境公共の取り組みのもとに広げているところです。

○小林委員長：ご存知だと思うけど、十和田なんかはビオトープの観察会というものを、ちゃんと土地改良区の指導のもとでため池の周辺のおじさん、おばさん達が小学校とか何かの子ども達を集めて、ビオトープとはなんたら、かんたらということで、結構、そういうお祭り騒ぎといえれば失礼だけど、そういうことをやっている。その上でアンケートに入れば、いろいろ出てくると思うんだけど、いかんせん、4割ぐらいの話で、それでものを言うというのは、ちょっとな？という感じですから。どうぞ、ご検討願いたいと思います。

さて、農村整備で、あとは県土整備の方になるので、ちょっと休憩しましょうかね。事務局、休憩していいですか。

あと10分ぐらい、22、23分頃からね。ちょっと休憩させてください。

(休憩)

《漁港環境整備事業／大畑漁港》

○小林委員長：今度は水産局ですね。

どうぞ、大畑漁港についての事後評価でございます。お願いします。

○漁港漁場整備課：漁港漁場整備課です。

それでは、評価調書の整理番号H23-3を見ていただきます。

事業種別及び事業名ともに漁港環境整備事業です。

箇所名は大畑漁港、市町村名はむつ市で旧大畑町です。

事業主体及び管理主体は青森県です。

国庫補助事業で実施しています。

財源負担区分は国が50%、県が40%、市町村が10%となっています。

事業の背景と必要性ですが、本地区は、漁業者や地域住民が気軽に安心して自然と触れ合うことができるレクリエーション施設がないことから、運動施設や親水施設等を整備することにより、地域の交流を促進し、漁港を核として地域の活性化及び生活環境の

向上を図るものです。

主な事業内容は、下の概要図にもありますが、芝生や樹木等の植栽が 23,783 m²。水飲み場等の休憩所が一式。多目的広場等の運動施設が 1,168 m²。親水施設が一式となっております。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能なものとして4項目あります。その他の効果として1項目ありますが、詳細については次のページで説明いたします。

事業の実施経過ですが、事業及び工事着手が平成7年度、事業完了が平成18年度となっております。

公共事業評価の実施時期ですが、当初計画時では、事業期間が平成7年から平成15年度まで。事業費は28億円となっております。

平成12年の再評価時では、期間が平成16年までで事業費が17億円となっております。今回の最終実績では、事業期間が平成18年までとなり、事業費は14億8,500万円の当初の半額となっております。

計画変更の実施時期としては、平成14年に実施されておりました、事業費については再評価時と同額となっております。

特記事項では、再評価時の附帯意見として、漁業者の生産活動の支援と地域住民のレクリエーションを支援するという事で、地域に密着した事業であるため継続とし、地域の振興を含めた活性化に努め発展されるような有効活用の施設整備を検討する必要があります。

計画変更の内容と理由については、地元旧大畑町やNPO法人サステイナブルコミュニティ総合研究所を加えた住民との意見交換の場において、当時、町内で実施されている自然との共生・調和・手作りを目指した取り組み状況を踏まえ、人工的な施設による環境整備から、より自然に近い環境を創出するための整備へと変更になっています。

次のページに移ります。

事業完了後の状況のうち、社会経済情勢の変化ですが、当事業で整備した施設は、平成18年度に完了しましたが、その年の冬季風浪によって防波堤の殆どが倒壊したために、平成20年度まで3年連続で施設が被災いたしました。

このため、施設の供用は復旧工事完了後の平成21年7月となったところです。

また、平成17年3月14日にむつ市、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村の4市町村が合併し、人口約68,000人の新むつ市が誕生となりました。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化についてですが、当初計画時は、費用対効果分析は行っておりません。平成12年の再評価時の費用対効果分析では、費用便益積上法を用いています。今回の費用対効果分析では、評価年度が供用開始後であることを踏まえて、地域文化保全や継承効果については、仮想市場法、CVMを用いています。

次に金銭価値化が可能な効果ですが、労働環境改善効果としては、これまで岸壁や道路、用地において、漁業者と地域住民や釣り客などの一般利用者が輻輳していたため、

漁業活動に一部支障をきたしていました。しかし、当事業により、漁業者と一般利用者が分離され、漁業活動の効率化が図られたほか、一般利用者がいつでも気軽に水辺に親しみことができる空間を確保されたところです。

漁業外産業への効果としては、大畑海浜公園は、漁業者や地域住民が散策など、1年を通して利用されており、7月から8月にかけては、津軽海峡沿岸唯一の海水浴場として利用されているところです。

また、アンケート調査の結果では、本施設供用開始前には、他地域での消費活動が行っていることが確認されました。本施設の整備後は、消費活動がこの地域で行われており、地域の活性化に寄与しているものであります。

次に生命・財産保全・防護効果ですが、本事業実施前は荒天時における波の飛まつにより、海岸背後の家屋などが塩害を受けていました。しかし、本事業により整備された施設が緩衝帯となって塩害が軽減されています。

また、アンケート結果においても、「屋根のトタン、車等の塩害防止に役立っている」という回答が得られています。

地域文化保全・継承効果としては、達成度に関するアンケート結果では、「達成」「おむね達成」が「あまり達成されていない」「達成されていない」を上回っております。

利用目的に関するアンケート結果では、「散策」が最も多く、以下順に「海水浴及び眺望、休憩、祭り」となっており、地域住民の憩いの場として様々な利用がされています。その他の効果ですが、漁業者の福利厚生・環境改善効果としては、当公園は運動の場としても活用されており、漁業者の健康増進に寄与しています。

これらをトータルした費用便益比ですが、再評価時のB/Cが1.26に対し、今回は1.02となっています。

なお、総費用並びに総便益額が増加していますが、これは事業費や年間便益額が減少しているにもかかわらず、割引率による増加となっています。

次のページに移ります。

事業により整備された施設の管理状況ですが、施設の管理は青森県とむつ市の間で復旧完了後の平成21年7月に維持管理協定を締結しており、施設の補修は県が行い、清掃や海水浴場期間の監視など、日常の管理はむつ市が行うこととしております。

事業実施による環境の変化ですが、特に留意した配慮内容としては、アンケート結果では、動植物、海岸などの自然環境について「良くなった」「やや良くなった」の割合が「悪くなった」を大きく上回っています。

生活環境及び歴史的、文化的環境のアンケートでは、「良くなった」「やや良くなった」の割合が「悪くなった」を同じく大きく上回っております。

歴史的・文化的環境については、「良くなった」「やや良くなった」が「悪くなった」「やや悪くなった」を大きく上回っております。

まとめですが、改善措置の必要として、アンケート結果では、「改善点がある」の割合

が「改善点はない」を若干上回っています。

改善点としては、「認知度を上げ、看板の設置、PR等で利用者を増やす」との意見が多かったところです。

また、認知度に関するアンケート結果では、大畑海浜公園を知っている人は、繰り返し利用する傾向があるものの、「名前も場所も知らない」と回答した人の割合が多いことから、今後は認知度を上げ、利用者を増やしていく取り組みが必要であります。

なお、これまで県やむつ市のホームページを利用し、施設の紹介を行っているほか、毎年7月にはむつ市の広報紙による海水浴場開設の周知をしているところでありますが、今後はローカルFMによる情報発信、コンビニ等でのポスター掲示やチラシ配布などを加え、むつ市と連携しながら積極的に情報を発信するとともに、認知度の向上を図る必要があると考えています。

また、現在、漁港内で行われている大畑海峡サーモン祭りや大畑ふるさと祭り花火大会の会場としての有効利用を図るため、地元関係者と検討を進めていくこととしています。

次に再度の事後評価の必要としては、上記の改善措置について、今後適切に対応し、経過を確認していく必要はあるものの、事業効果の発現状況にあるとおり、全体として事業目的は達成されているものと判断し、再度の事後評価は必要のないものと考えています。

今後に向けた留意点ですが、将来にわたり継続的に施設が利用されるよう、利用促進に向けた取り組みについて検討し、計画に反映させる必要があります。

また、地域活性化という目的に対し、早期に効果が発現されるように、短期間での整備を念頭において計画を作成する必要があります。

事業評価手法の見直し点については、CVMによるアンケート調査にあたり、高額設定による抵抗回答が極力発生しないよう、分析対象施設の建設等に対する支払い意思額の設定に留意する必要があります。

また、人口が少ない漁村地域における事業の評価にあたっては、都市住民や他分野への波及効果を評価できるような新たな手法を検討する必要があると思われれます。

さらにアンケート調査の実施にあたっては、できるだけ経費をかけない方法の検討が必要です。

同種事業の内容・手法等のあり方としては、より多くの人に施設を利用してもらうため、関係市町村と協力しながら、施設供用後や事業着手段階から連続してPR活動、モニタリングなどを行いながら、さらに施設の認知度や利便性の向上に努める必要があります。

また、整備内容の検討にあたっては、施設の利用が限定的にならないよう、さらには施設の管理・運営に地域住民等が主体的に参加できるよう、漁業者、地域住民、町内会、商工会、NPO等をメンバーとするワークショップを開催し、幅広い視点から検討する

必要があると考えます。

次のページの別紙1ページから5ページまでがアンケート結果をグラフ化したものです。

アンケート対象は、施設利用の想定範囲であるむつ市と隣接する風間浦の一般住民を無作為に抽出し、1,524世帯に郵送しました。回収部数は401部で回収率は26.3%となっています。

次の6ページと7ページが状況写真となっています。

6ページの上が航空写真で、写真右側の赤枠部分が当事業の海浜公園となっています。

その下に全景写真がついていますが、公園背後は殆ど芝生広場で、住家との間に緩衝としての、これはクロマツ主体ですが、植樹をしております。

さらに左が、その下の左が多目的広場となっております。

右がシャワー室と身障者用のついた水洗式のトイレとなっております。

次に7ページが海水浴場及び磯場の利用状況写真です。海水浴時には、常時3名から5名の監視員を配置しています。

8ページが費用対効果分析の説明資料となっています。

最後に9ページから10ページ、これが平成12年の再評価時の資料となっています。

以上で説明を終わります。

○小林委員長：ありがとうございました。

どうぞ、ご発言ください。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員：1/3ページの所に、この事業が途中で計画変更されておまして、先ほど説明があったとおりにかと思いますが。その計画変更が妥当な計画変更だったかどうかという視点というのは、こういうふうな事後評価の中でふりかえっておいた方がいいんじゃないかと思う点でいかがでしょうか。

○小林委員長：どうですか。28億で始まったんでしょう、当初。それを最終的には、完成した時は14億8千万円だけど。再評価を12年にやった時は17億で審議会にかかっているんだね。

○漁港漁場整備課：実は、当初、計画は平成7年からなんですけど、この当時は、実は大畑と室蘭の間でフェリーが就航していました。平成10年にこのフェリーが休航になりました。そういう利用が減少したことによって、このままの計画で良いのかということ在地元のNPOとか、地元からそういう話がありましたので、その段階で意見交換の場というものを設けて、その当時、NPOのサスティナブルですか、特に大畑川とか、木野部海岸の自然に近い、自然的な整備というものを強調していましたので、ここも浜の再生というか、ということで自然的な整備ということで計画変更しています。

○長谷川委員：その意味で、事業変更は妥当だったという理解かと思うんですが。それを地域の方々もその事業を変更して良かったよ、というふうな声として受け止めたのかど

うか、という視点をここにも記載されておいたら、次の時代に役立つんじゃないですか。

つまり、事後評価ですから、そういうふうな過程を経て改善されたわけですよね。その改善は妥当だったというのであれば、妥当だったと書いておいた方が、後に役立つ資料になると思いますので、よろしくをお願いします。

○漁港漁場整備課：参考とします。ありがとうございました。

○小林委員長：これはあれですよ。9ページの再評価の調書を見ているけど、平成12年度にやったやつね。そのことが全然書かれていないんだね、この再評価の時に。だってこれ、再評価の時には17億で再評価しているんだよね。当然、28億が17億に、かなりコストダウンしている事業になって事業変更しているわけだから、それをどこかに書いてあるのかなと思ったら、全然書いていない。

これって、直接質問して、フェリーがなくなったから港の方じゃなくて、こういう多目的というふうな親水施設というふうな方に切り替わったというのは、これ見ても分からないね。

いずれにしても、そういう、先ほど長谷川委員がご指摘のように、当初計画と、いってみれば背景が全然変わったわけでしょう。それが、これだけ金額が28が17という半端じゃない金額が動いているわけだから、こういうふうに変更になったというあたりをきちんと後世の人に分かるような、同種の事業として分かるような、そういう調書の書き方は必要でしょうね。

ほかに、いかがですか。齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員：事業実施による環境の変化という所に磯が無くなったということが書かれております。それなのに、再度の事業評価の必要性の所には、再度の事業評価は必要ないものとする。私にしてみると、やはり今言ったようにお金がどれだけかけてきたかという部分の海の1番大事な磯が無くなったという、こういう意見に対する部分が書かれていないわけですね。

ですから今後の場合、勿論、陸だけの部分で管理が必要ということであれば、私はやはり磯の意味というものが無くなるのではないかなと感じております。

ですので、やはり環境影響の配慮ということは重要視していかなければならないのではないかなと感じました。

○小林委員長：何か、どうですか、ただ今のご指摘について。

○漁港漁場整備課：実際、計画変更の時も、実際、磯場が無くなったとか、そういう話が出たそうです。今回、調書の1/3の下を見ていただければいいんですが、1番右側にも築磯という磯場を造りました。それから、写真を見ていただきますと、7ページの上から2番目の、1番上の右側と2段目の左右なんですけども。左側の方にも実際、磯場を作っております。ここには、やっぱりふのりとか、そういうものが生えている現状があります。

○小林委員長：ということを分かるように書いた、磯場の変更をしていると。そういうこ

とだね。

長野委員、どうぞ。

○長野委員：ここでも純粋に技術的な話。

CVMで出す時に、こうしているんでしょうね、という確認と、それなら今後こうしたらいいんじゃないかという話です。

一応、支払い意思額というものをアンケートとして平均をとって、それに人数を、利用者の人数をかけているんですね。支払い意思額の方はそれでいいんですが。利用する人数をかけるわけですから、この利用する人数が増えればCVMの効果額が増えるので、是非、ここをどんどん利用してもらうように宣伝とか、広報をやらなければ、この費用対効果というのは増えないので、是非、それを今後、どこかに、そういうことで努力するというような記述があってもいいんじゃないかなというふうに思いました。

○小林委員長：実は私もそう思っていたんです。今後の同種事業の、要するにこれは、水産局の金を使って、そして地域の振興というか、皆が遊べる場所を作ると。それはそれでやり方がそういうやり方しかないんだろうからいいとすれば、まさに今あれでしょう、どこかに書いてあったよね。維持管理協定、むつ市との間に結んでいる。結んで、県は箱物というか、施設とか何かやるけど、ソフトの部分についてはむつ市がやるということに協定して、むつ市はこれ、執行していないんじゃないの？

こんなに利用者が少ない、それからアンケートもさっきよりももっと悪い 26.3%なんていう回収率で仕事を終わっちゃ駄目ですよ。これだけの大きな金額を使ってむつ市民のために、漁民よりもむつ市民ですよ。むつ市民のために造ったんじゃないですか、こういう場所を。そしたら協定を結んだ一方の相手のむつ市に対して、「あなた方はこれだけ県費を使って造れ造れと言われたから造ったのに、何ですか、この利用の程度は」ということで、もっと積極的に、何かよく聞き取れなかったけど、NPOのなんちゃらんちゃらという、おそらく環境保全団体か何かがいるんでしょう。そういう方とか。

私がむつ市長だったら、全部市内の小中学校、教育委員長を呼んで、ここで何らかバラエティショーをやれとか、学校対抗の何かやれとか、魚獲り大会をやれとか、何でもいいんだけど、そういうことでもっともっとやらせて、そしてそこに来た子どもさんも親御さんも含めた、その人達に向かって帰る時に皆にアンケート用紙を渡して、それを回収していくとか。全然、役所仕事ですよ、これ。やる気がない。むつ市に対して言っているんだけど。次長さん、むつ市に言うておいてください。公共事業の審議会で意見があったと。

本当にそう思いませんか？造った方として。アンケートの回収率をどうやって高めるかなんて、そんな話をしているのではなくて、これだけのことをやって、しかも何んだって、本当かどうか知らないけど、津軽海峡唯一の砂浜を作ったって言っているんだから、もっともっとあそこの、何か方法を考えてもらわないと、何をやっているのか分からないじゃないですか。

だから、そういう所にして協定を結んでいるわけだから、言う権利と責任がありますよね、金を出した方としては。そういうものを積極的にやっていただきたいと。という意見を言うのがこの事後委員会だと思うんです。同種の、これは内陸部の農村整備の中にも同じような問題があって、農村整備は全部仕分けで止めさせられちゃったんですよ。港湾の方は、漁港の方は、いまだにこうやって遊び場を造っているというのは、もうこれ金つかないんですかね。まだついているのかな。まだ事業はやっているんですか。

○漁港漁場整備課：この事業が殆ど最後の状態になっています。

○小林委員長：そうですか。

それはそうだと思いますよ。蓮舫さんじゃなくても、聞いていて、その後何にも、20%ぐらい、しかもあることも知らないなんて冗談じゃないでしょうと、十何億も金使って。と思うので、やっぱり後輩に対する申し送りとして、そういうこともきちんと相手に対して毎年の年次計画、向こうで、市の方でお立てになるんでしょうから、それには必ず盛り込むように勧告をすべきとか。そんなことはやるようにしてくださいよ。

○樋口農林水産部次長：分かりました。

○小林委員長：よろしくお願いします。

長谷川委員。どうぞ。

○長谷川委員：こういうふうな施設を計画する時にサイズというのはどういうふうなことで決められて、それは、今の参加者というか、利用者数と見合うような仕組みだと思うんですが。県内にいろんなこういうふうな海水浴場がありますが、この場合には、どういうふうなサイズが適正だと判断して、その結果、こう整備したと。そのサイズは適正だったかどうかとか、そういうのは次の世代の人達に有用な資料かと思うんですが。その辺はいかがですか。

○漁港漁場整備課：今、委員からのご指摘にありますように、当時としては、護岸の長さについては、当初はフェリーの利用客も入れた護岸となっておりますので、護岸ができた段階では、その後にフェリーが休止という状態なので、実際、それで過大になっている可能性はあります。

○長谷川委員：その意味では、例えば、ここの資料の2/3の所で社会経済情勢等の変化なんていう所に若干空欄があるということもあるんですが。そういうふうな事情が変わったのであれば、変わったことがこういうふうなことに繋がっているとか、それをいきなり利用者を増やせと言われても困るよというふうな、そういうふうな声もないわけじゃないでしょうから。

そういうふうな整備については、何か社会情勢の変化に対して流動的に対応できるような仕組みづくりが必要だとか、そういうふうな考え方をして事業推進する、そういう考え方もできないだろうかとか、というふうな仕組みでもいいんじゃないですか。

いきなりサイズを決めてしまって、こうだ、ああだとやってしまうと、こんなことが起きると。それに対して、何かサイズを変えるような仕組みですね。例えば、道路でも

1車線が2車線に、あるいは1.5車線になるとか、そういうふうなことと似ているように、私は感じましたが。

- 小林委員長：この種の事業が仕分けでなくなってきたと、それはそれでいいというか、そういう状況だろうと思うんですが。ちょうどこれと同じような事例が、先発事例として、内陸部で、私の記憶ではあそこ、新郷って言いましたっけ？あそこの村づくりだか何だか、農村整備課やりましたよね。その時にもこの委員会で同じような指摘があったんですよ。箱ものは県が造った、あとは地元になにか委員会だか、何とかなんかのを作って、そこでやらせるようにしていますって言っても、やっていないじゃないですかと。

あれ、新郷村でいいんですか？ちょっと地名忘れたけど。覚えている人いる。

- 北林農村整備課長：島守盆地です。

- 小林委員長：島守か、そうそうあそこです。あそこの話です。

その時に、この委員会でそういうご忠告を申し上げたら、ちゃんとその当時の農村整備の方では、それを地元に、島守地区に下ろしたんですよ。そして機能させたんですよ。

そのソフトの話ですけど。やっぱり同じようなことを次長さん、これをやって欲しいんですよ、大畑についても。そういうことなので、機能して、ちゃんと、まるでこれ公園を造ったわけですからね。その公園を有効に使うための組織づくりにむつ市は励むようにというふうな、島守の例がありますから、是非、それを実現していただきたいと思えますね。

- 樋口農林水産部次長：分かりました。

- 小林委員長：武山委員、どうぞ。

- 武山委員：これは途中の経過検討の経緯がちゃんと記載されていないということもありますし、事業の完了がH17が18に延びているというか、何かボヤッと終わっている事業かなという気もしますので、そのあたり何があって、実際幾ら使ったのかということと、17年の再評価を行っていないというのもあって、事業費の大枠の内訳がこの資料だけでは分からないと。何が1番かかっていたのかということ。あと、当初28億が最終的には14億と。そのあたりの経緯をちゃんと残しておく必要があるのかなと思います。

- 小林委員長：そうですね。

いずれにしても2点ですね。調書をもう少しきちんと後世の方が見て分かるような調書に直してください、というのが1点。

それから、ソフトをやる所のむつ市に対して意見を勧告なり何なり出してください。この2つを本件に関しては申し上げたいと思います。

それでは、最後ですね。今度は県土整備かな、4番目、道路事業でございますね。どうぞ、都市計画課。

《3・3・3号下白銀町福村線道路改築事業／和徳町～松ヶ枝》

- 都市計画課：都市計画課です。

整理番号は4番です。

事業概要についてですが、事業種別は街路事業。事業名は3・3・3号下白銀町福村線道路改築事業。箇所名等は、和徳町から松ヶ枝、弘前市です。

事業の背景・必要についてですが、都市計画道路3・3・3号下白銀町福村線は、弘前市中心部と東部方面の黒石を結ぶ幹線道路であり、市街地でJR奥羽本線と立体交差しております。沿線には小学校、団地等があり、通勤・通学路として利用されていますが、立体交差部では幅員が狭く、慢性的に渋滞しており、通行には非常に危険な状況にありました。

また、現道は歩道が狭いため、自転車、歩行者の通行に支障をきたしておりました。このため交通の円滑化と自転車・歩行者の安全を確保するため、平成2年度に事業着手したものです。

主な事業内容ですが、施工延長は765m、車道は片側2車線の6.5mで全体で4車線。また、両側に3.5mの歩道があり、全体幅員は22mとなっております。

工事内容としましては、立体交差部のトンネル工事、改良・舗装工、交通安全施設工となっております。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果としましては、バイパス整備による交通の円滑化で、具体的には通行車両の旅行速度の上昇により、走行時間の短縮、走行経費の減少及び混雑の低下が期待されます。

その他の効果としましては、自転車、歩行者の安全確保が挙げられます。

次に事業の実施経過についてですが、平成2年度に事業着手し、平成3年度に用地着手、平成10年度に工事に着手しまして、平成18年度に事業が完了しております。事業期間及び総事業費についてですが、当初計画では平成2年度から平成11年度までの10年間で57億6,800万円でしたが、最終的には、平成2年度から平成18年度までの17年間で118億2,600万円となりました。

特記事項についてですが、まず再評価については、平成11年度及び平成16年度に受けておりますが、いずれも対応方針は継続であり、附帯意見はございませんでした。次に計画変更ですが、平成11年度第1回計画変更につきましては、事業区画の延伸、用地買収の難航、及びJR横断部の仮設工見直しに伴う関係機関との協議等により、事業期間を5年延伸しました。

また、区間延伸、JR横断部の変更及び補償費の増大に伴い事業費が増加しております。

次に平成16年度第2回計画変更ですが、用地買収の難航と地下埋設物移設のための協議等により、期間を2年延伸しました。

また、補償費等の増大に伴い事業費が増加しました。

事業費の増加についてですが、補償費については、当初13億200万円が最終実績で33億3,200万円と増となっております。

また、J R横断部の工事についてですが、当初 18 億 6,600 万円が、最終実績で 43 億 4,800 万円と増となっております。

次のページ、お願いいたします。

事業完了後の状況についてですが、まず社会経済情勢等の変化については、沿線の南側地区は昭和 40 年代からの土地区画整理事業により市街地が形成されております。平成 10 年度から 8 年をかけて実施しました弘前駅周辺整備事業により、橋上駅舎を備えた東西自由通路が開通し、交通結節点としての広域的機能が拡充され、さらに駅北側地区においても土地区画整理事業が着手され、駅周辺は着実に市街化が進んでおります。

また、沿線の東側地区でも、土地区画整理事業に急速に宅地化が進み、大型店舗、卸売市場等の商業施設が形成され、発生交通量が増加しております。

また、当該工区の延伸となる下白銀町福村線高崎工区が現在事業中であります。次に費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化についてですが、事業費が増加した要因は、補償費の増及び J R横断部工事の工法の変更による増が挙げられます。事業効果の発現状況についてですが、金銭価値化が可能な効果としましては、バイパス整備により旅行速度が上昇し、また混雑度が下がり、交通混雑が緩和されました。アンケート結果におきましても、「走りやすくなった」「渋滞が緩和、解消された」という回答が出されました。

その他の効果としましては、自転車、歩行者の安全確保が挙げられます。

次に参考としまして、事後評価時の費用便益比を記載しております。

総費用 201 億 4,700 万円に対しまして、総便益 484 億 7,200 万円となり、費用便益は 2.41 となっております。

次に事業により整備された施設の管理状況についてですが、平成 18 年度の供用開始から 5 年経過した現在においても、交通の支障となる道路管理上の問題は特に発生しておりません。

また、アンケートにおいても約 8 割の方が管理状況は「適切」「おおむね適切」と回答しております。

事業実施による環境の変化についてですが、事業実施に伴い既存の通学路「ゆみちゃん道路、みのりトンネル」が撤去されることから、仮設の歩行者専用の地下道を新たに設置し通学路を確保いたしました。

次に J R横断部の歩道には、手すり及びロードヒーティングを両側に設置し、安全な歩行空間を確保しました。

また、近隣に小学校、幼稚園、老人ホーム等があることから、工事に伴う騒音、振動の発生を防止するなど、環境に十分配慮して施工し、地元の理解を得られ、苦情もなく終了いたしました。

その他の環境の変化につきましては、アンケート結果におきまして、渋滞緩和、騒音・振動の減少との意見をいただいております。

次のページをお願いいたします。

まとめについてですが、改善措置の必要性につきましては、アンケートの結果、「改善点がある」と回答した方が全体の約2割となっており、その中でも「側道」に関することが最も多く、側道の信号表示の工夫、補助信号設置等の要望、側道への入り方、本線への合流方法が分かりづらい、などの意見があり、今後、関係機関と協議し対応する必要があると考えております。

再度の事業評価の必要性につきましては、改善措置等について、今後適切に対応し、経過等を確認していく必要はあるものの、全体として事業目的は達成されているものと判断し、再度の事業評価の必要性はないものと考えます。

今後に向けた留意点についてですが、同種事業の計画、調査のあり方につきましては、当該事業は最終事業費が当初計画時に比べ大幅に増加していることから、今後の同種事業においては、現地状況の調査をきめ細かく実施し、類似路線の供用済み区間の実績、事例を参考に計画を策定する必要があると考えます。

事業評価手法の見直しについては、特にございません。

同種事業の内容・手法等のあり方につきましては、当該事業の主要工事であるJR立体交差部については、JR奥羽線を供用させながらの施工法であるため、詳細な現地調査、地質調査及び鉄道事業者と協議・調整を綿密に行い、安全性、施工性を総合的に検討し、工法を決定いたしました。

しかしながら、このことも事業費増の要因となったことから、予備調査段階から関係機関と協議・調整を綿密に行い、適切な工法及び工程を策定する必要があると考えます。また、未整備区間である国道7号高崎工区までの整備に関するアンケート結果では、7割以上の方が整備を望んでおります。

また、達成度に関するアンケートの中で、「あまり達成されていない」と回答された理由の多くが、国道7号までの未整備に関する意見でございました。

このことから、さらなる整備効果発現のため、現在、事業中である国道7号高崎工区までを効率的かつ重点的な整備を図っていくことが必要であると考えます。

次にアンケート結果につきましてご説明いたします。

アンケート配布数500部に対しまして、回収部数が255部で回収率は51%となっております。問い1から問い4までは回答者自身に関することについての設問となっております。

問5の事業の認知度につきましては、「知っている」が77%となっております。

問6の利用状況ですが、利用回数につきましては、「ほとんど毎日」が31%、「週に2～3回」が26%となっております。

利用目的につきましては、複数回答が可能としておりますが、「買い物」が38%、次いで「業務」が17%となっております。

問7の事業の必要度につきましては、「必要であった」「おおむね必要であった」が合

わせて92%となっております。

問8の事業の達成度につきましては、交通渋滞の解消、自転車・歩行者の安全確保などの事業目的が「達成された」「おおむね達成された」が合わせて90%となっております。

問9の道路の管理状況につきましては、「適切」「おおむね適切」が合わせて78%となっております。

問10の事業実施の環境の変化についてですが、「良くなった」「やや良くなった」が合わせて84%となっております。

問11の実施した工事や完成した施設の改善点につきましては、「改善点はない」が49%、「改善点がある」が21%、「どちらとも言えない」が23%となっております。

問12の事業目的外の効果につきましては、「効果があった」が47%となっております。

問13のアンケート対象事業に対する意見、要望につきましては、事業の延伸要望が15件と最も多く、全体の4割となっております。

問14の高崎方面の整備につきましては、「整備が必要」が72%となっております。

問15の公共事業についての意見・要望についてですが、道路整備に関する意見・要望が32件と最も多く、全体の6割となっております。

次に事後評価状況写真でございます。次のページでございます。

上段がバイパス整備前の旧道部写真。交通渋滞の状況が確認されます。

下段は、バイパス整備後の旧道部の写真で、殆どの車両がバイパスを利用して旧道の交通量は大幅に減少しております。

次のページは完成の全景写真でございます。

更に次のページでございますが、バイパス部の整備後の写真と歩行者の利用状況の写真でございます。

最後のページには、関連する新聞記事等を掲載しております。

以上で説明を終わります。

○小林委員長：ありがとうございました。

これは、6ページの航空写真がよく分かるんですけど、完成全景写真。これは、1番右の国道7号にぶつかる工事は、もう着工しているんですか。この工事は。いつ完成するんですか。

○都市計画課：現在、事業中でございますが、まだ完成時期は明確ではございません。

○小林委員長：終わりがはっきりしていないんですか。

○都市計画課：目標年次はございますが、現時点では、まだ予算、その他いろいろ不透明な所がございますので、はっきりとは今、ここで話すことはちょっと。

○小林委員長：着工はしているけど、いつだか分からないと。るほど。

○都市計画課：そうです。

○小林委員長：道路は、こういうのは困るよね。

はい、どうぞ、各委員、ご発言ください。

これは和徳小学校から弘前公園の方に行くやつは、ずっと4車線に繋がっているんですよ、もう、あの道路、向こうは。2車線か。繋がっているんですよ。こっちが国道7号にぶつかる所が、現在、まだなんですよ。なるほど。

奥羽本線のアンダーパスを造ったということでございますが。どうぞ、ご発言、何かありますか。長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員：アンケートにはいろいろ、渋滞が緩和されたとか、それから通行しやすくなった環境がありますが。具体的に交通事故が減ったとか、そういうふうなお話は、何か数量的にはあるんでしょうか。

○都市計画課：交通事故に関しましてのそれはちょっと把握しておりません。

○長谷川委員：交通事故減少の便益が評価されているのは、これはルールブックに則って計算するところなるという、Bですか。

○都市計画課：そういうことでございます。

○小林委員長：ほかに、よろしいですか。

藤田委員、どうぞ。

○藤田委員：専門外なんですけど、かなり予算がオーバーしまして、倍ぐらいになっているわけですね。それで、その理由として補償費というのは分かるんです、これは無理でしょうから、やってみないと。1ページ目ですが。

ですけども、JR横断部の増というやつがかなり増えちゃっているのは、どういうことかというのが1つ。

それから、最後の3/3に書いてあります、今後は、要は予備調査があまり上手くいっていなかったということなので、今後の対策というものを具体的にあれば教えていただきたいと思いますが。

○都市計画課：まず、事業費が増大した件ですが、当初、計画しておりましたのは、工事桁仮設という工法で開削するという工法で計画しておりましたが、その後、JRと打ち合わせ協議した結果、JR奥羽本線は本数が非常に多くございます。JR貨物も非常に多い状況で、これの運行に支障がないように安全に通しながら施工しなければならないということになりまして、その工法が、いわゆる非開削でありますフロンテジャッキング工法というふうな形になった。ただ、それが非常に金額が大きいものでしたということでございます。

それから、今後の対策等につきましては、様々、街路事業でアンダーパス、地下道の工事、いろいろ今度とも考えられることでございますが、今、日進月歩、非常に工法が変わっております。今でも、かつてはフロンテジャッキング工法でございますが、今はヘットアンドディス工法とか、様々な工法がございますので、それらの情報も的確に把握しながら、今後の工事に対応して参りたいと思っております。

○小林委員長：そういうことだろうね。

ほかに、よろしいですか。長野委員、どうぞ。

○長野委員：これも純粋に技術的な話ですが。

こういう完成してアンケートを取っているんですが、これはマニュアルなんかアンケートはいつ頃とりなさい、というのはあるんですか。

というのは、開通直後と暫く経ってとか、ちょっと経っていると、この結果が違うんじゃないかなという予測があるので、その辺をちょっと教えていただければ。

○都市計画課：このアンケートにつきましては、今回の事後評価に対応しまして、これは昨年度からアンケート調査をして今年度まとめたものでございます。

○小林委員長：だから、事後評価の中身の大きな仕事としてアンケートをやれということになっているから、事後評価をやるぞということになったらアンケートをするということですね。

ありがとうございました。

この事後評価は、再評価、中間評価に比べてまだ歴史が浅いので、今、我々も皆さん担当の課の方々と意見交換しながら、より改善して、中身を、熟度を高めていきたいと思っているんです。その意味では、今回、かなり、最後の「ゆみちゃん道路」最後のアンダーパスについては、これはこれでそうだろうなと思って、あまり強い意見は出なかったと思うんですが。前の3件については、やはりこういうことをやってフォローするということが公共事業の次の世代への申し送りになるんだという認識でもって、きちんとここで出た意見は執行していただきたいと思います。

これをやって、受益したというか、ベネフィットを被っている現地の地域の方々にとってプラスになると同時に類似の公共事業のより中身の高いものになっていくんだと思うので、中間評価、再評価も大事ではあるんですが、継続とか中止とか、それも勿論大事なんだけど、終わった後、これだけの公的資金を導入して、投入してやった事業が知らなかったとか、さっぱり利用されていないというのは、何のために税金投入したんだか分からないので、そこはやっぱり担当課としては、そのフォローをする所までいって、それで公共事業というものは成り立つんだというところの認識を地元の方にもきちんと、例えば、先ほどのむつとか、農村整備もありましたね。そういう所にきちんと、どういう通達になるのか知らないけど、そういういろんな協定もあるんでしょうから。

是非、そこは執行していただきたいというのを委員長として強く要望して、本年度の事後評価を了解しましたということにしたいと思いますので、どうぞ担当課の方、よろしくお願ひしたいと思います。

(5) 平成24年度事後評価対象箇所を選定について

○小林委員長：それでは、本日の最後の議題で、そういうことで事後評価の重みが段々出てくるわけですが、来年の事後評価をどうするかということで、事務局の方で候補を作ったそうですので、資料番号は何番でしたか。

○事務局：資料10になります。

○小林委員長：どうぞご説明ください。

○事務局：それでは、資料 10 をご覧いただきたいと思います。

平成 19 年度完了事業一覧となっておりますが、事後評価の実施時期が事業完了後 5 年目ということになっておりますので、来年度 5 年目を迎える事業ということで、平成 19 年度の完了事業が来年度の対象事業になるということになります。

この表を見ていただきますと、平成 19 年度に完了した事業は全部で 89 事業ございます。内訳は農林水産部が 43 事業、県土整備部が 46 事業となっております。

これらの事業全てを事後評価していただくというのは難しいので、委員会が対象事業を選定するための基準というものを規定しております。

資料 10 の右上に書いてありますが、まず、アでございますが、再評価時に附帯意見が付された事業。それから、再評価を実施した事業。当初計画と実績の差が大きい事業。その他事後評価が必要な事業。そのいずれかの事業ということとされておまして、この 89 事業のうち、今ご説明申し上げました基準に該当する事業に色をつけております。農林水産部は青、県土整備部はオレンジ色で表記をしております。

この色を付けている事業ですが、青い農林水産部の事業が 17 事業、県土整備部の事業が全部で 12 事業ございます。これでもまだ多いものですから、その中から、まず再評価の再 に 附帯意見が付された事業 45 番の事業になるんですが、この事業。それから、各事業担当部の方で 2 箇所以内で選んだ事業がございます。それを带状といいますか、事業番号からずっと横に色を引いておまして、その事業が農林水産部が 6 事業、県土整備部が 7 事業ございます。一覧表に整理をしているのが、資料の 11 になります。資料の 11 ですから、全部で 13 事業、裏までございます。

一応、この事業を選定候補というふうにさせていただきますと、この 13 事業をそれぞれどういう事業なんだということでまとめのが、資料の 12 になります。

この資料の 12 につきましては、全部で 13 ございますが、事業担当課の方から順次概要をご説明させていただきたいと思います。

○小林委員長：了解しました。

それでは、45 番は附帯意見が、平成 12 年のこの会議で附帯意見が付いたということだから、これはもうやってもらいましょうと。事後評価の候補にしてもらいましょうということだと思っんです。それも説明してもらいます？全部やります？そうですか。時間との関係も。

じゃあ、要領よくお願いします。

それじゃ、事務局がそういうつもりだそうでございますので、まず、資料の 12 に全部ファイルで綴じてありますから、さっと説明してくれますか、担当の方。

まずは、45 番、どうぞ。

○小林委員長：いいですか。

○長谷川委員：選ぶ作業に入ったらどんなもんですかね。

- 道路課：道路課でございます。まず資料 12 の 1 ページ。
- 小林委員長：ちょっと、今、長谷川委員から、どうぞ長谷川委員。議事進行上、意見があるそうですから。
- 長谷川委員：あと、時間が限られているという意味では、読みながら、私共、前回ですと 4 件ほどということで選んで、そういう意味では折角資料を準備いただきましたが、説明というよりも、これを選んだという視点で質問させていただきながら、作業に入ったらどんなものですか。
- 小林委員長：私は、事務局、企画課の方から、一応説明を聞いているんです。それで、今までの例でいいますと、同じ事業を事後評価してもしょうがないから、事業の内容の違うものを選びましょうということですので、附帯意見が付いているから 45 番は入ってくるだろうと。そうすると、道路課は 1 つきているから、あと県土整備の方では、もう 1 つ選ばばいいよねということで。県土整備は道路じゃないから、そうすると 60、75、88、89 あたりが県土整備の事後の候補になるのかなと。
- それから、農林部もえこひいきがないように 2 つぐらい出してもらおうということできると、どれになるのかなと。林政と農村整備と漁港整備があるんですけど。
- どうします？私の考えを先に言った方がいいですか。それとも。いいですか。担当の人、一生懸命徹夜して作ってくれたんだらうから、喋りたいだらうけども。でももう 4 時半になるからいいですかね。担当課の方、ごめんなさい。いいですか、私の考えを申し上げて、いいですか。すいませんね、一生懸命夜遅くまで資料を作ってもらって。
- まず県土整備からいうと、45 番はそういうことで附帯意見ということですから、これはもうお願いしますと。
- それで裏の方を見てください。道路だから、道路が 45 番に入っていますから、44 と 47 は外しということになると、河川砂防が 2 つ出てきているんですよ。60 と 75 と。それで、75 の河川砂防の所が、これは選定理由という、右側の注釈を見れば分かるとおり、事業費がべらぼうに増加しているんですね、70.9%と。だから、これはどうなの？と。それから 75 番と 60 番で、これは 60 番でしょう、こっち。八戸の河川砂防の馬淵川。私もどうしようかと思って判断に迷っているんですが。河川砂防の方では、60 番、75 番の中の特に馬淵川の図面を今、席上配付した平面図を出してくれたので、ちょっとご説明いただきますか。
- 河川砂防課：河川砂防課でございます。
- 今、委員長の方からお話があったのが、皆さんに配布されています調書の 60 番でございますが、簡単に説明させていただきますと、これは馬淵川の中流部の住宅が密集している箇所、過去に越水した所を選定しておりまして、平成 14 年度から平成 19 年度までかけまして、1 億 4,700 万円で、この図面にあるとおり嵩上げと護岸工事を実施しております。
- 今回、これが 19 年度に完成したものですから、事後評価の対象として選定されてお

ます。

一方で、今、皆さんに配布しました平面図でございますが、馬淵川の河川の計画でございます、左側が下流でございます。櫛引橋という所があると思うんですが、ここから下が直轄管理区間といまして、国土交通省の方で管理している河川でございます、河口まで 10 km ございます。この櫛引橋から上流区間、これが県境まで約 32 km ございますが、これが県の管理区間として管理しているわけですが、現在、先ほどの 60 の、これは県単事業でございますが、これとは別個にここの中で表示しております赤い所になりますが、土地利用一体型水防災事業ということで、平成 20 年度から、今、事業を実施中でございます。

事業の内容が水位上昇によりまして住宅の浸水がございますので、その住宅地を浸水被害から守るとというのが主たる目的でございます、河道の掘削、それから太く黒く囲ってありますが、相内地区、それから上流部に川守田地区というのがございますが、これが今回の補助事業のメニューとして入っております。

相内地区につきましては、20 年に工事着手しまして 22 年度までに輪中堤が完了しております、今回の出水についても、この 7 戸が浸水被害から免れております。

平成 20 年度から事業着手しまして、大体 10 年を目処に完了する予定でございますので、この事業が完了して馬淵川は一体的な洪水被害、浸水被害から守られるということでございます。

以上です。

○小林委員長：ということで、No.60 で取り上げられた所は、この全体の馬淵川の平面を見てお分かりのように、本当の一部で、現在、左側の丸で囲った水防災という相内地区、それから虎渡というあたりが、現在工事中、あるいはこれから公共事業が始まるということなので、事後評価をするとすれば、こういう馬淵川のこの辺の流域全体の工事が終わった段階でまな板にあげてもらった方がいいんじゃないかということなんです。

この間の集中豪雨でここが皆被った所ですから、緊急に今、それも直しているしということなので。

そうすると、先ほど私途中まで申し上げましたが、60 番はそういう形でちょっとこれらの公共事業が、河川工事が全部終わった段階でやるということになると、もう 1 つの 75 番の方、同じ南部地区、八戸なんです、これも、これはちょっと個人調書というか、個別調書の 11 ページに具体的に出ているんですが。ここでの急傾斜の地すべりというか、その工事に、法面の工事に入るというやつが出ているんですね。これが平成 19 年度で終わったんですが。先ほどチラッと申しましたように、その間に 70.9% も事業費が上がったりしているので、河川砂防の対象、もう 1 つの県土整備部の方の対象案件としては、75 番の河川砂防でいかがでしょうか、というお諮りなんです。

あと 88 番は都市計画、89 番は住宅整備なんですね。どうでしょうか、ということなんです。

それから、後で意見交換ですが、農村整備は、ご覧のように林政が2つ、農村整備が2つ、漁港整備が2つということで6個挙がってきているんですが。私が個別調書を見て、まず農道をやったらどうかというので、11番は農道なんです。事業規模が大きく、しかも農道が毎年一杯あるんで、類似の事業に対する評価の反映として、農道を1つ、これは弘前の農道ですが、どうですか？という案です。

それから、今年かなり熱心に討論した、討議しました漁港整備ですね。これは、36番がどうでしょうかねと。これも右側の選定理由の所に420%増、当初予算からですね。ということもあるので、その辺の経緯を事後評価として、ということですよ。

私からのご提案としては、45番、11番、36番、75番ということで、来年度お願いしたいかがでしようかということでございます。

その他事業、どうでしょうかね。どうします。今言った所の個別調書をサッと見てもらえますか。それともいいですか。あるいは担当課の方で、「いやちょっと、そこじゃなくてこっちの方がいいんですけど」というのがあれば。

まず、道路課はどうです、45番。

○倉谷道路課長：よろしいです。

○小林委員長：これは附帯意見も出ていますしね。

それから県土整備でもう1つの75番、いわゆる河川砂防をやってももらえますかって。急傾斜地対策なんだけど。いかがですか、この辺。よろしいですか。

○河川砂防課長：はい。

○小林委員長：都市計画、建築住宅、「これはやってもらいたい」というのがありましたらどうぞ。よろしいですか。

それから、農水部です。農道でどうですかね。よろしいですか。

○北林農村整備課長：けっこうです。

○小林委員長：それから、漁港は、この青森市の、これね、36番は私の記憶ではどうなっているんだっただけかな。どうでしょうかね。

漁港が、あとは龍飛、外ヶ浜の龍飛が出ているんですが。やっぱり420%増というのが、やっぱり目立つよね。当初計画、無かったようなもんだ。

これもちょっと、今後、専門家の長野委員、いかがですか。

○長野委員：多分、これは県の計画と、国の整備計画の計画期間が違うので、こうなっているのではないかと思うんですが。

○小林委員長：今後の事後として、類似事業。

○長野委員：同じように小規模漁港の話になりそうなんです。

○小林委員長：選んでいいですか。

漁港課、どうでしょうかね。35と36

○石戸谷漁港漁場整備課長：よろしいです。

○小林委員長：36でよろしいですか。

- 藤田委員：これは、金額は、でもそんなに大きくない。
- 石戸谷漁港漁場整備課長：この地区が、計画変更で1地区が3地区に増えているということがありまして、その分、事業費が増えたということになります。
- 小林委員長：そういうことですよ。そういうことだよね。
だから、ほかの今後の同類事業に対する参考ともなるんですよ。そういう細かいのが幾つかあるというのは、青森県のこれからの漁港整備で出てきますものね。いきますか、これ。
- 石戸谷漁港漁場整備課長：はい。お願いします。
- 小林委員長：それでは、もう一度整理しますが、事務局、よろしいですか。
45番、11番、36番、75番を来年度の、24年度の事後評価にお願いしたいということでございます。
予定された議題は大体そんな所でございますが、何か各委員からご発言。
先ほど申し上げましたように、附帯意見というか、知事答申に対する意見の案文は、大至急私の方で作りますので、メールで流しますので、それに対してご意見を頂戴したいと思います。
集まってきた時には、殆ど完成した形で、その確認のためというふうにしたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。
何かご発言。よろしいですか。
それでは、今日はどうもありがとうございました。
事務局、どうぞ。

その他

- 事務局：それでは、事務連絡でございますが、次回の第5回の委員会は、先ほど委員長からもお話がありましたが、10月29日の土曜日を予定しております。後日、改めて通知をさせていただきます。
今回の内容は、再評価、それから事後評価に関する委員会の意見書の取りまとめということになります。
それから、審議内容の公表縦覧でございますが、本会議での配布資料、議事録につきましては、事務局である企画政策部企画調整課において縦覧に供するとともに、県のホームページでも公表させていただきます。よろしくお願ひいたします。
以上でございます。

3 閉会

- 司会：本日はどうもありがとうございました。